

平成27年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年12月9日(水)
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 会 日 時	平成27年12月9日(水) 午前8時55分
散 会 日 時	平成27年12月9日(水) 午後2時29分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 委員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第96号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第97号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第98号	平成27年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 水村 光行

市民部副部長 大塚 伸也

市民課長 田口千恵子

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

資産税課副参事 福島 栄

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 杉山 彰男

川里支所副支所長 馬橋 陽一

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 竹村 慎吾

環境経済部副部長兼産業振興課長

新井 昭

環境課長 関口 泰清

農業委員会事務局長 新井巳代子

観光戦略課長 大沢 昌弘

書記 岡崎 夏子

篠原 亮

(開会 午前 8 時 5 5 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と羽鳥健委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第96号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思いますが、この方法でご異議ありますか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第96号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(収税対策室対策室長) 皆さん、おはようございます。それでは、議案第96号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして、議案の趣旨をご説明申し上げます。

説明資料を議場にて配付してありますので、ご参考にしていただきたいと思います。これは、平成27年度税制改正におきまして、平成26年度税制改正で先立って改正されました国税と同様に、地方税について猶予制度の見直しが行われたことにより、第1条にて鴻巣市税条例の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、改正前は地方税法に規定されておりました猶予制度が地方税法改正に伴いまして見直しが行われ、この中で従来から規定されております徴収猶予、職権による換価の猶予に加え、猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保

する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が新設されました。今回この猶予制度の条例化に伴い、各地域の実情に応じて定めることとなる徴収金の分割納付の方法や各猶予制度の申請手続等添付書類、担保が必要な税額、担保が不要な猶予期間及び換価の猶予の申請期間等を条例で定め、納税者が利用しやすい制度にして、かつ負担軽減を図る一方、今回の改正は納税者の早期かつ的確な納税の履行を確保することです。

また、第2条において、9月議会定例会において市民環境常任委員会に付託され、可決いただきました鴻巣市税条例の一部を改正する条例中の第2条第3号、第4号の納付書、納入書に法人番号を記載することについてでございますが、その後国の方針転換により納付書、納入書に法人番号の記載を取りやめることとしたことから、国税に倣い、地方税も足並みをそろえる必要があるため、再度改正するものです。このほか地方税法など関係法令の一部改正に伴う条文の整理を行うものです。

以上で議案第96号につきましてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（菅野）今回の改正が納税者の申請に基づいて納めやすくする規定をしたということですが、これまでも納められないときは納税者が相談に来ていると思うのです。だって、年中払えだの、電話行ったりするわけですから。そういうことですので、どれぐらいの割合で滞納者の中で相談に来る人がいるのか、それからその相談の内容でどういうことが一番困難なことで変えてほしいと願っていて、それに今回の改定がフィットしたものになっているのか、まずそれを聞きたいと思います。

（収税対策室対策室長）まず、第1番目の相談にどのくらい来ていらっしゃるかということなのですが、ほぼ窓口に来られる方は通常納付については窓口のほう、銀行とかコンビニとか、そういったところで納付に来ていただいているので、ほとんどの方は相談で収税課の収税対策室のほうには来ているわけなのですけれども、ちなみに5月末現

在の一応滞納者の数というのが6,523人なのです。それで、その中で分割納付を一応したいといった形で申し出をされている人数が1,299人なのです。その中で、分割納付をきちんと毎月履行されている方については576人ということで、それ以外の方については途切れたり、あとは全然分割が続かなかったりしている状態で、一応相談内容については、実際こちら一般会計だけなのですけれども、実際にはやはり国保の相談の方が多くて、やはりなかなか納められない状況の方が結構多くて、あとは会社をやめてしまったとか、病気にご主人がなくなってしまったとか奥さんがなくなってしまったとかという形の方が多くて、先日議場のほうでも竹田議員の質問のほうで若い方が奨学金を抱えというようなことも、そんなようなお話もありましたけれども、それにつきましては若い方についてはそんなにご相談に来られている方というのはいらっしゃらないということになっています。今までも相談に来る方は当然こちらとしても懇切丁寧な対応を心がけていまして対応しているのですけれども、実際なかなか今まであった徴収猶予と職権による換価の猶予という制度が前々から地方税法上には規定されていまして制度があったのですけれども、なかなかそちらの制度を仮に適用したとしても、やはり1年ないし延長しても2年という期限がありますので、その間に一応完納していただかなくてはいけないという制度は、これは今回も変わっていないわけで、1年ないし2年で分割納付をして納税をしっかりと完納していただくということはなかなか納税者の方も難しくて、結局申請をしてこちらが許可しているケースがあったのですけれども、それについてはなかなか続かないで、言い方はおかしいですけれども、尻切れトンぼになってしまっている状況という形になっています。今回については、もっとこの制度を積極的に利用していただくという形で条例化することになりまして、それについては地域の実情もあるのだから、条例上で規定をして、地域の実情に応じていろんな部分について規定をして独自の色を出してほしいということが今回の条例化の理由でございます。

以上でございます。

(菅野) 今最後に地域の実情があるのだから、いろんな事情を考えて決

めてほしいと。では、鴻巣の独自のやり方というのはどういうふうになるのでしょうか、具体的に。

（収税対策室対策室長）一応今回の条例の中で地域の実情に応じて決めなくてはならない部分が、まず条例上では分割納付の方法について規定しているのですけれども、今まで分割納付の方法につきましては実際地方税法上分割という言葉が規定はなくて、今回条例上で分割納付のどういったやり方をするのかというのがまず規定されたことです。それと、それに伴う徴収猶予や換価の猶予についての申請書類だとか、どういった事項が該当するのかということも規定されました。それと、今回一番大きなものは、換価の猶予が今まで対応する職員といたしますか、収税担当の判断でこの人は換価の猶予が該当するのではないかというようなことの判断で制度を利用していただくような形だったのですけれども、今度は一応納税者のほうの方からうちは該当しないですかという形で申請をしていただくというような申請型の換価の猶予はできたということです。それとあと、今まで昭和53年以来担保を徴しなくてはいけない税額というのが50万円だったのですけれども、これが一応地域に応じて定めなさいよという部分がありまして、結局県内でも50万にするか100万にするかという、そういう議論もいろいろあったのですけれども、結局のところこの管内、それとほとんどの市については100万という形で規定されて、県も100万で、もともと国税も50万だったところを100万に26年度に改正しておりますので、今回100万円に改正をさせていただいたということになります。あと、税額が幾ら、例えば100万ではなくて200万だと、300万だという場合でも、期間が3カ月以内であれば担保を徴しないで、3カ月間ですけれども、猶予ができるという形になっています。市町村で条例上で定めるのは、この今お話し申し上げた部分です。

（菅野）一番多いのがやっぱり国保だと思うのです。私たちが相談受けるのもまず国保で来るわけです。必ず子どもなんかいけば入らなくてはいけないから、お金がなくても国保には入っているわけで、そもそも国保の税額が高いですよね。高いのもあって、もう払い切れない。最初に相談に来る人は多分、私も国保に行ったのです。1階の国保に行ったわ

けです。そうすると、それは収税だから2階に行けと言われて、大抵みんな国保の係に相談に行くのではないかなと思うのです。私だけなのかな。相談受けて、まず国保から始まるので、国保に行ったら2階に行きなさいと言われて。それで、対応する職員にもよって、その人、担当をしていた職員が来てくれればよく話がわかるのですけれども、たまたまいなくてほかの職員だとなかなか、もう一回出直したほうが良いような感じでした、相談を受けた場合。それから、とにかくこちらの知らない盲点みたいのがあって、国保の場合、例えばAという人がここに住んでいると、そこにAの弟のBという人がちょっと一、二年住所を置かせてと行って来た。それを届けるときに、世帯主のところにAのところへ来たからAと書いてしまって、Bもちゃんと自立している市民ですけれども、書いてしまったら、そのAのほうに全部行くのです、税金が。滞納でもない。そういうことをAは知らないでいるわけです。それで、払えというのが来てわかるわけで。それで、ではそれを回避する方法はどこにあるのかといえ、Bが移ったときすぐ住民票か何かとって、あれ、自分の疑似家族というのですか。

(何事か声あり)

(菅野) 擬制家族。擬制家族なわけですよ。それがわかれば、すぐなら、いや、分けてちょうだいと言えるだろうけれども、そんな住民票をとる機会なんてありませんから、そうすると今度Bが2年ぐらいでどこか行ったら、滞納して、Aに対して言わなくてはいけないのです。あなたの責任なのだって。ええ、そうなのと、知らなかった。知らないでは済まないのだってよ。すぐ住民票とればわかったけれども、それ以外わからないから、あなたが払わなければいけないのだってよと言うと、そういう盲点みたいなものがあるのです。別世帯の家族の滞納金をもともと世帯主だったお兄さんが負わなければいけないとか、そういう何か盲点みたいのというのはありませんか。これを解決する道筋というのは。まず、国保に最初に行くときに、その物の言い方ですけれども、何かこっちは滞納だからと思って小さくなって行っているわけですけれども、2階行ってくださいと言われるとね。国保は、確かに説明してくれまし

た。ここは国保のあれだけで、収納はあちらですと。そういうことを国保のときにそんなこと書いていませんよね、納付のときに。納付書には書いていませんよね。もっと親切な対応が何とかできないかなど。でも、そういうことがもっと先にわかるような対応ってできないものですか。擬制家族の。

（収税対策室対策室長）国保の擬制世帯につきましては、ちょっと担当が違うものですから、はっきりとはお答えできませんけれども、やはり擬制、世帯主課税という形に国保なっておりますので、やはり家族なり、先ほど菅野委員のおっしゃった別の例えば兄弟とか、そういった方が申請に来たときに、その辺のところの話もやはりきちんと説明はすべきだとは私は個人的には考えます。それで、やはり今は徴収のほうと国保のほうと一応大分連携はとれていまして、必ず保険担当のほうに来たときにはこちらに連れてきていたり、一応担当者が必ず来て話を聞いた上でこちらとしても相談をお受けしているような形に今はきちんとしていますので、それとやはり人事異動の面でも課税を経験している人を徴収のほうに配属していただいているような状況がありまして、大分国保の担当のもといた職員もこちらのほうにおりますので、その辺でしっかり話を聞いて対応させていただいているつもりでございます。

（菅野）ぜひ国保の担当の方全員に擬制家族という制度を、引っ越してきたときのお兄さんが世帯主になるのですよと、あなたを世帯主にもできますよということを説明してほしいと思うのです。後でトラブルのもとですよ、滞納した場合。何で払うのだ、払わないになるわけで。

それから、国保の滞納だけで例えば預金を押さえたり、そういうことはありますか。国保の滞納だけで。

（収税対策室対策室長）現にございます。やはり分割納付のお約束をしていただいたり、そういった場合に分割納付が続かなかったりとか、例えば督促状に始まり、催告書、差し押さえ予告など何回出しても応答がない方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方についてはもうこれはやはり徴収の均衡上やむを得ませんので、預金が当然あれば、生活



困窮しない程度の部分は残しまして、それで預金の差し押さえはさせていただきます。

以上です。

(菅野) 本税優先で本来やると思うのですよね。14.何%が9.1%になりましたけれども。でも、この低金利のとき9.1%って大きいですよね。どんどん膨れ上がっていくわけで。その本税優先が仮にその人がほかの部分、住民税で例えば滞納があったとする、でも住民税はだからといって本税は国保税、本税へ何がしか入れて、残ったものを住民税の滞納分のそっちに入れるとか、滞納というより本税ではない滞納金のほうに入れるとか、そういうことはなく、本税優先でやるというのは貫かれているのかということです。

(収税対策室対策室長) 本税優先では行っております。ただ、延滞金のほうのいろんな多税目にも滞納がある場合には、やはり延滞金の部分がありますので、本税の大きい部分、延滞金が早くついてしまう部分、そちらのほうの税のほうから優先的に充てるような形にしております。以上です。

(菅野) どちらにしろ、毎年猶予が何年ですか、5年ですか、結局2年… …

(委員長) いいですか。今のは、質問… …

(菅野) … …って、消滅していく部分がありますね。

(収税対策室対策室長) 時効は5年です。

(菅野) いいですか。時効になっていく部分は、どういう部分が多いのか。どういう条件が多いのか。

(収税対策室対策室長) まず、一番大きいのは、外国人の方で他市にやはり移り住んでしまって、その後はもう職権消除になってしまったり、それとあとは当然遠くに行かれてしまうところらとしてももう太刀打ちできませんので、当然他市町村に実態調査を出して、収入の把握だとか、そういったものはしますけれども、なかなかそこまで追い切れないのが現状でありまして、一番大きいのはやはり外国人の方が単純時効で5年で落ちてしまうという部分が大きいです。

以上です。

（菅野） 今回のこの制度によって、実際に鴻巣の滞納状況にどのような影響があるかと踏んでいるのか。金額的か、人数的かあれですけれども。そこら辺をお聞きします。

（収税対策室対策室長） まず、申請による換価の猶予、今回新しく28年4月1日から始まる部分につきましては、過去に滞納がある方については対象にはならないのです。これは地方税法上にきちんとうたっておりまして、ほかの徴収金に滞納がある場合には適用にならないという形になっています。ですから、従前の滞納者の方については、例えば前からある換価の猶予の職権によるほう、そちらを適用させていただくとか、あとはやはり分割納付をそのまま続けていただくとか、あとは不動産等をやはり差し押さえをさせていただいて、後々きちんと完納した部分については、完納した暁には延滞金のほうを軽減させていただくというような形になると思います。

それとあと、どのくらいによってという形の予測なのですけれども、これについてはちょっと今のところ全く予測がついておりません。ただ、言えるのは、こちらとしてはこの制度ができたわけですから、やはり市民の方や納税者の方にその辺のところは理解をしていただけるように、当然広報なりホームページなり、それと窓口できちんとお話はするように周知徹底していく考えでおります。

以上です。

（菅野） 生活保護の適用というのもあると思うのです。ですから、払えない立場の人の生活を見るというのはやっぱり大事だと思うのです。申請に来るだけではなくて。そういう徴税のために夜行ったり、日曜行ったりとか、昼間働いていれば会えないわけですから、生活面全体を見て行政で横の連帯で生保に結びつけるとか、そういう取り組みというのはどうされているのでしょうか。

（収税対策室対策室長） 窓口でそういったお話になったときには、昨年生活困窮者の自立支援法も始まりましたので、福祉の担当者、それか社会福祉協議会、そちらのほうにご相談をするように、電話等でもそうい

った相談があった場合にはお話をさせていただいています。それで、それ以上の話になりますと、やはり生活保護の担当のほうにお会いするような形で一応話はさせていただいています。

以上です。

（菅野）税金を納めていただきたいというのは電話だけですか、それとも土日とか夜訪問するのかと、それのお答えが。

（収税対策室対策室長）現在基本的に電話は行っておりません。電話をしますとやはりちょっといろいろと苦情も多くて、やはり本人がいるとは限りませんので、なかなか滞納状況もほかの人に知れるというのも余りよろしくありませんので、電話等の催告については行っておりません。それと、夜間訪問だとか休日訪問というのは、現在は行っておりません。以上です。

（菅野）最後に、2条の改正で、番号法の施行で、原則としては法人番号を記載しない方針に転換された、国がそうだからそうするのですよと書いてありますけれども、番号法自体はあれ強制ではありませんので、行政に番号法を通告しないから税金取ってくれないかというところではなくて、番号法なくてもちゃんと税金取るのですよね。罰則ももちろんないわけで。これは、では住民も番号法でナンバー言わないよと、そういうケースがあってもあれですか。何でこういうふうになったのでしょうか。法人だけいいというのは。

（市民税課長）先ほどのご質問なのですけれども、当初国が市町村税条例で一部改正を示しまして、納付書、納入書に法人番号を記載するというところで、9月定例会ですか、のときの市民環境常任委員会に付託され、可決されたところをございますけれども、その後9月30日付の総務省自治税務局長から県の総務部を経由いたしまして届いた文書におきまして、国が納付書、納入書に法人番号を記載することを急遽取りやめたということになりましたので、市町村も国税に倣いまして、足並みをそろえるため、またもとに戻すような形になったわけなのですけれども、再度改正ということになりました。再度改正の理由としましては、法人番号をその納付書ですとか納入書に記載することで、システムの改修がご

ざいます。そしてまた、様式等の改正に影響を及ぼすのではないかということが大きな理由かと考えておりますけれども。

以上でございます。

（菅野）だって、もともとは載せろということだったわけで、会社がシステム改修するとき、もちろん従業員のも入れるのでしょうから、自分のところも出すようになっていたのではないのですか。個人は、では個人だって嫌な人は通告しなくてもいいのですよね、義務ではないのですから。そこら辺は、税務課としてはどう取り扱うのでしょうかね。おかしいことだね。

（市民税課長）要は納付書、納入書に法人番号を記載するということで、事業所が記載するというのではなくて、行政のほうに記載しなさいということでした。ですけれども、先ほど繰り返しになりますけれども、行政のほうでそういった記載することになりますと、行政のほうのシステムの改修……

（菅野）記載しないことでやっていたのだ、今まで。

（市民税課長）そうです。ですので、それが記載するということになりますと、システムの改修ですとか様式の変更がございまして、その辺の改正に影響が出てくるのではないかということでもとに戻したというのが推測されるところでございます。

以上です。

（菅野）お粗末だね。

終わります。

（金子）議案第96号の鴻巣市税条例の一部を改正する条例ということで、2ページ目、第9条のところなのですが、その第9条の1のところの（7）と、その他市長が必要と認める事項、それと2のところ、そのやはり（5）のところ、これもその他市長が必要と認める書類ということで、規定する条例等で定める書類とか、この規定する以外に市長が必要と認める書類ということで、それと市長が必要と認める事項ということで書いてございますけれども、これは内容的には具体的にはどのようなものであるのかと。これ先ほどお話がありましたように、各地

域の実情に合わせてということに該当するものなのか、それも含めてちょっとお答えいただければと思います。

（収税対策室対策室長）ここにつきましては、一応今のところ例として挙がっているのは、申請をするときにもう既に一回例えば徴収猶予なりを受けている場合に、その前に受けたときの書類を、先に受けている書類を添付してもらおうとか、あとはこの中で滞納者の方が用意できない部分で何かほかのものにかえられて出せるような、ちょっと今まだ想定はできないのですけれども、そういったものがあつたときに一応出させていただくというような形で今のところ考えております。だから、滞納者の実情に応じて提出していただくというような、ちょっとはっきり申し上げられなくて申しわけないのですけれども、そんなような形で一応考えております。

（金子）今の答弁の中で、過去に滞納がある人については対象にならないということで先ほどちょっとお答えがあつたかと思うのですけれども、それは例外措置として市長が認める事項ということで考えると、抜け道と言っては変ですけれども、例外措置があるような感じにもちょっと受け取れたのですけれども、いかがでしょうか。

（収税対策室対策室長）そうではなくて、今回の申請の場合、来年の1期の部分を例えば10万円税額が出て、2、3、4と10万円ずつで例えば40万円の税額が出たときに、まずその1期から4期までの部分を申請できるわけではなくて、まず1期の納期から6カ月以内に申請をしていただくような形になるわけです。それで、また2期のときには、申しわけないのですけれども、申請をいただく。ただ、このところはちゃんとこちらも考えまして、前の書類を使ってうちなりで対応する予定ではいるのですけれども。ですから、そういった形で連続して1期ごとに申請を出していただかなくてはならないので、その部分の前の徴収猶予を受けたときの申請書類という形に考えております。

以上です。

（金子）今のお話の中では、必要書類ということで、簡素化するということで、それを市のほうも認めるということで、そのような判断でよろ

しいわけでしょうか。

(収税対策室対策室長) はい、それで考えています。

(金子) いいです。終わります。

(大塚) まず最初に、これは国税の改正の影響を受けて地方税の部分の主なタイトル、主な項目とすると猶予制度の見直しの部分と、最終的には納税者の負担を軽減するのだということ、これは市長の議会初日の説明の中にありましたね。これを受けてやることによって、先ほど菅野委員も一部質問したのですが、慢性化している未納者、滞納者分についていわゆる鴻巣市として少しでもそこら辺を少なくしていきたい、あるいは少なくなるだろうという見込みでこれを条例改正ということを出されている。最終的には、担当課としては今回の条例改正は必ず鴻巣市にとってメリットがあるというまず判断でいるのかどうか、それを初めに伺います。

(収税対策室対策室長) 慢性化してしまっている方に、全ての方に適用がなるとは実際この条例については思っておりませんが、少なくともこの制度を今までやはり活用できるような場があったにもかかわらず、なかなか積極的に利用してもらえなかった、それはこちら行政にもやはり責任があると思いますので、今回この制度を条例化したということで積極的にPRをさせていただいて、制度を前向きに使っていただくという形で担当としては考えております。

以上です。

(大塚) そうしますと、きょう現在で結構なのですが、この制度を活用する、いわゆる条例改正の部分ですけれども、具体的に担当課の職員を含めて職員の皆さんはある部分から、これが決定をした段階になると思いますが、頭を一部切りかえて対応するようになると思うのです。そこら辺の研修というか、情報を十分取り込んで対応するというところについての現在までの準備、あるいは今後についてはどのような予定でいるのか、それを伺います。

(収税対策室対策室長) 一応今回条例を議決していただきましたら、今現在も様式等について国税とかの様式集とか、県も今回12月議会に上げ

ておりますので、その辺のところも参考にしながら、あと近隣では上尾県税を中心に桶川、北本、上尾、伊奈、鴻巣という形で5市町で構成している研究会もありますので、その中で1月中旬過ぎになりますか、第1回のその辺のところの話し合いをする予定で考えています。ですので、研修もしっかり、当然同じ意識で対応しなくてはなりませんので、きちんと課内の統一もしっかり図っていきたいと考えております。以上です。

（大塚）それでは、鴻巣市、本市にとっては効果がある条例改正ということで理解をさせていただいて、ちょっと細かい部分について幾つか伺いたいと思います。

議案書の第9条の2項なのですが、ちょっとページが振っていないので表示しづらいのですが、9条2項の中の冒頭に条例で定める書類とあります。（1）から順次、（5）まであるのですが、条例なのでしょうがないかなという気もするのですけれども、非常にわかりづらい。具体的にどんなものを指しているのかというのがわかりづらいので、もし何か例があればこの（1）から（5）に該当する部分、どんな書類を指しているのか、それについてはどうなっていますか。

（収税対策室対策室長）それでは、猶予制度の添付書類という形でご質問なのですが、1号につきましては、これにつきましては例えば罹災証明書だとか盗難による被害届の写し、それと病気とかに関連しまして医師による診断書、それと事業を行っていた方であれば廃業届とかということになります。それと、第2号の財産目録、その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類ですけれども、不動産の全部事項証明書とか、お金の貸し借りの金銭消費貸借契約書等の写しという形になります。それと、第3号、猶予を受けようとする日の収入とか、そういった支出の実績、これにつきましては、口座の取引の明細書だとか預金通帳、それと給与の明細書の写しという形になります。それと、第4号につきましては、担保の関係なのですが、大体そのままになってしまうのですが、担保提供を要する場合にも地方税法施行令第6条の10に規定する書類というのですけれども、これについては、これは第6条の10につ

きましては振りかえ株式とかの登録を受けている株式、それをつけて、供託してつけてくれというような形になっています。それと、第5号につきましては、先ほど金子委員さんにご質問ありましたとおり、従前に受けている徴収猶予等の決定通知書とか、そういったものをつけていただきたいということになっております。

以上です。

(大塚) 今具体的にこんなような書類を指しているということですが、我々今回、今のタイミングではこの条例しか見えてきませんので、こういった具体的なこの書類が該当しますということをやっぱり対象者となる市民の皆さんにわかりやすく周知をする、いわゆる宣伝をするといえますか、広める必要があると思うのですが、先ほど他の委員からの質疑の中でかがやきですとかホームページという話が出ましたが、具体的にどんなタイミングでそこら辺周知をしていくのか、また周知をすることによって当然それに対する質問ですとか反応があると思うのですが、まずそこら辺を受け答えがスムーズにいくように職員の対応も必要だと思うのですが、まず最初にその周知の具体的な方法等について伺います。

(収税対策室対策室長) 一応市の広報のほうには来年の4月号ですか、にほかの税の部分とあわせて掲載をする予定になっています。それと、なるべくページを大きくとるようにさせていただいて、きちんとPRできるようにしていきたいと思います。それと、ホームページにつきましては、なるべく早目に準備を進めるように担当のほうには話をしてあります。

以上です。

(大塚) そこまで市民の皆さんに伝わるまでに時間も多少かかると思いますが、それは予定どおりやっていたいただければと思います。

この中で、ちょっと細かいところなのですが、(4)の先ほど質疑が出ましたが、100万円という金額なのですが、従前は50万円、これを近隣も県も含めて100万円と定めたと。これについては、恐らく市町村単位で定められる数値に値すると思うのですが、100万円と定めた県の考え方ある



いは鴻巣の考え方、具体的になぜ100という切りのいい数字にしたのか、何か理由があれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(収税対策室対策室長) 100万円にした理由につきましては、担保を徴取するということになりますとやはり不動産、土地、建物とかに抵当権を設定させていただいたりとか、あとは当然保険をきちんと掛けている自動車だとか機械だとか、そういったものを担保として出していただけるようになってしまうわけなのです。そうすると、やはり納税者の方に多大なる負担をおかけしてしまうし、登記簿も当然抵当権ということで、言い方はおかしいですけども、汚れてしまうというような形にもなりますので、なるべくでしたら担保を提供しないで、この制度を広く使っていただくような形で考えまして、100万円に設定をさせていただきました。

以上です。

(大塚) 改めまして、この条例改正の中で、いわゆる分割ということも新しくここに定義づけされております。分割というと、一般的にはスパンで言うと月払いになるのだと思うのですが、この分割の範囲というのは例えば毎月を指しているのか、もうちょっと違う分け方の分割というのがあり得るのか、その辺についてはどうなっていますか。

(収税対策室対策室長) まず、大きく徴収猶予の分割と換価の猶予に適用される分割が違っていてまして、まずちょっと条例のほうを見ていただきたいのですけれども、第8条の1項の最後のほうになります、その者の財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることができる方法とすると、させることができるというような形になっております。これについては、徴収猶予につきましてはやはり突発的、偶発的なそういう事情で徴収猶予を受けるような形になりますので、やはり納税者の方に毎月毎月幾らご負担願うという形だと厳しいと思いますので、例えば1年間猶予をしていただいた場合には一番後ろ、お尻、1年最後のときに一括で納めていただけるような形でも大丈夫だというような形で、あと例えば年金者の方、やはり収入が毎月入ってくるわけではございませんので、その年金月に納付して

いただくとか、そんなようなところはなるべく臨機応変に対応できるような形でしていきたいと考えています。

それと、換価の猶予につきましては、させるという形になっているのです。これも条例上で、10条の1項、やはり下段です。その者の財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させる方法とするという形になっています。ですので、一応換価の猶予のこの職権によるほうと申請によるほうについては、納税者の誠意という形で地方税法上規定されていまして、誠意がある納税者なのだから、分割納付は毎月なり、年金者であれば隔月なり、そういうことはきちんとできるのであろうと、だから誠意があるからそういった形で分割をできるのではないかという形で、毎月ないし年金者であれば隔月というような形での納付方法をとっていただくような形になるかと思いません。

以上です。

(大塚) 最後に、今の議案書ではなくて議案資料のほうに出ているのですけれども、第2条ですか、先ほども出ましたが、法人の関係なのですが、国のほうでは最初つけようと思ったものが、つけることによっていわゆる費用面も含めて負担がふえる可能性があるということで、今回差し替えというか、戻したわけですね。具体的に個人については番号制度にのっとっていろいろなものを整理していきましょう、効率性を高めましょうということをやっているはずなのに、法人についてはあえて要らないよということになっていますね。表示しなくてもいい、番号を付記しなくてもいいと、納付のときに。そうすると、それによるデメリットというのは全くないというような理解でいいのか、そこら辺もしおわかりになれば担当課で伺いたい。

(市民税課長) お答えいたします。

納付書と納入書に法人番号を記載しなくなったということですがけれども、もともと個人のほうも記載はしません。なので、個人に倣ったという形になるのかなというふうには思いますけれども。ただ、納付書、納入書に法人番号を記載したところでどうなるのというのも1つあるのか

なというふうには思いましたけれども。

以上です。

(大塚) もう既に各事業所に番号が送付されています。その使い方について、事業所とか業種によって違うのだと思うのですが、今回これを事業所の皆さん、いわゆる番号を付された方々に通知というか、連絡というか、周知はするのですか、具体的に。どうなのでしょう。

(市民税課長) 法人についてなのですからけれども、これにつきましては前回の9月のときももしかすると言ったかもしれないのですけれども、国税庁のホームページに住所ですとか事業所の名前、あとは法人番号とかと載っているということですので、それを見ていただくような形になるのかなというふうには思いますけれども。

(大塚) 終わります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第96号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市産業観光館となりますが、執行部の説明を求めます。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）続きますして、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、産業振興課が担当になっておりますので、ご説明させていただきます。

最初に、鴻巣市産業観光館につきましては、平成24年4月1日に開館し、直営による運営をしてきたところでございます。平成25年4月1日より平成28年3月31日までの3年間につきまして、一般財団法人鴻巣市観光協会が指定管理者としての指定が満了となることから、次期指定管理者として平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、引き続き当該施設の管理運営を一般財団法人鴻巣市観光協会に委託するものでございます。

今回の指定管理の指定に当たりましては、非公募としております。非公募とした理由でございますが、公募、非公募については法律で定められておらず、多くの自治体では地域住民の生活に密着した拠点施設であり、これまでの管理運営の実績を鑑み、今後の施設の有効利用、地域活力の向上などを図るため、施設については非公募としているのが現状でございます。鴻巣市産業観光館の設置目的と業務内容が一般財団法人鴻巣市観光協会の設立目的や業務に包括されておりますことから、本施設も管理運営する指定管理者としては一般財団法人鴻巣市観光協会が最もふさわしいと判断した結果から、非公募とさせていただきます。

今回の指定管理の更新につきましては、一般財団法人鴻巣市観光協会から提出がありました鴻巣市公の施設の指定管理者申請書をもとに、平成27年10月9日に鴻巣市産業観光館の指定管理者を選定するための審査を実施するため、調査部会を設置し、審査基準などについて審議し、その後書類審査による1次審査を実施いたしました。その後、プレゼンテーションによる2次審査を実施したところでございます。2次審査は、11月6日実施されております。なお、審査にかかわります審査結果は、お手元に配付されている議会の資料のとおりとなっております。その後、11月13日に開催されました指名選考会において承認をいただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。よろし

くお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（菅野）いわゆるこの結果を見ても、公募にはよらずに、公募ではなくて1社指名、1社しか応募しなかったから、観光……公募ということは考えないのかということをもまずお聞きします。公募していませんよね。1社指名しているわけでしょう。公募というのをこの際考えないのか、まずお聞きします。なぜ考えなかったのか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）一応なぜ非公募だったかというご質問でございますけれども、地方自治法では公募、非公募等の定めがされておらず、多くの自治体では地域住民の生活に密着した拠点施設などの関係もあり、これまで管理運営実績等を鑑みても、今後の施設の有効利用、地域活力の向上などを図るための施設については非公募というような形での対応をしているところの現状でございます。平成24年2月にオープンしました鴻巣市観光協会は、人形のまち、人形町にある人形店を、市が購入した旧人形店舗ですけれども、……とか蔵とか大変貴重な人形等がございまして、今後整理して市内観光を幅広くPRしていくと、情報発信の場として最適の地にもあり、平成24年11月1日に設立いたしました鴻巣市観光協会も協会としての役目を発信していくべき社会的責任もある団体としての活動をしているものでございますので、市内の公の施設で他に適した施設はないという考えのもとに限定公募という制度でとらさせていただいております。

以上です。

（菅野）さきの議会で、一般……でこういう観光協会の経営状態を説明する書類というのがこれ出されましたね、9月議会で。これを見ますと、最終的にまず出る数字ですけれども、いわゆる行政からの補助が大変大きな役割を占めていまして、これお持ちでないでしょうけれども、7ページを見ますと次期繰越収支差額というのが1,116万8,032円という大変大きな金額が繰り越されているわけです。予算額が4,300万程度ですから、4分の1以上が何か繰り越されているという状況があるわけです。

そもそも吉見屋人形店を買うときに議会で大変問題視されたわけです。人形と、いろんな古い人形にかかわるものを寄附するというから。それならそれで寄附いただいて、市内のいろんなところに配置すればいいのではないですかと言ったものの、結果的にはそうではなくて、吉見屋人形店を丸々救うという、蔵を買うということになってしまったわけです。蔵というのは、だって地面にくっついているものですから、結局丸々お金を出すようになったと。では、それならそれでしょうがないかと思えば、いや、途中で営業を廃業することだったのに廃業しないということになって、5,000万返せと、4,000万か5,000万返してくれということで、お金を返して、その分の土地代なんかはもらわないことにして、吉見屋さんがあそこに引き続きいるわけですがけれども、今最適の地だと言いましたけれども、あれ最適の地ではありませんよ。吉見屋人形店があるから、そのいわれでくっついているだけで、観光となると大抵駅前にあるものではないですか。私もたびたび行っているわけですがけれども……

（委員長）菅野委員、それは前の段階で、ちょっと今回の議案関係ないので、今回の議案に合った質問してください。

（菅野）関係ありますよ。大変な税が投下されているわけですから。本来に観光を前進させるために観光協会を人形町に置くというのなら、ちゃんと公募でやるか、あそこに置くことの意義がどれほどあるのかと。本来なら、駅前のエルミが売れなくて、結局市が税金で買ったわけです。今市民活動センターやいろんなものを置いていますけれども、あそこかエルミショッピングセンターの中にどおんと構えたほうが、観光というなら駅おりてきた人がいいと思うのです。駅から1.2キロも離れたところに、たまたま買ったので、そこに連なっていくと。それで、そこでは事業がどんどん行われているかといえ、1,100万も繰り越される事業運営が行われているわけで、その収支決算書を見ても本当にこれが鴻巣の観光を前進させる運動と費用がつながっているのかと思うわけです。ここら辺をどう思うのか。あそこが最適の場所なのかと。これは部長に聞きたいです。何で最適の場所ですか。

(環境経済部長) 今回産業観光館の指定管理ということで指定管理者を指定すると。ご質問は、その指定管理者たる観光協会の位置ということです。観光協会の事業、目的というのは観光振興、ひいては産業振興につながって、そして鴻巣市の全体的な活性化につながるということで、観光協会の動きを見ますと、その場所にとどまる事業もありますけれども、いろんな面で情報発信をしたり、いろんなイベントのところに çıkかけていく、フットワークよくいろんなところに鴻巣市のアピール、観光とはこういうもの、鴻巣市はこういうものですよと、まちのアピールなどを行っておりますので、駅前なり人形町というところでこだわらなくてもその事業も、設立目的、そういったものを果たしているということが考えられます。

以上です。

(菅野) こだわらないでも、宣伝は市がするのですから、それはできます。観光協会がするのではない、市が市報を通じたり何なりでやるわけですから。この決算書を見ますと、産業観光館事業費というのがあって、予算が435万で、決算がわずか172万3,000円なのです。262万が余っているわけですね。活動費が余った。そして、その中の内訳で言うと、ひな人形のPR事業費が、205万が36万7,000円で済んでいる。イベントが、60万が23万で済んでいるとか。私は、やはり1,100万残すということは活動不足か、それか予算が超過であるという、そういうことであるのではないかなと思うのです。観光が本当にでは前進しているのかと。今年年中徳川家康、徳川家にあれして、今度は御参行列も行われましたよね。1,200万もかけて雨の中、大か、中か、小か、行列が行われました。それから、あそこの鴻巣御殿の屋敷を模型つくりましたね。何だかというのでしょうけれども。あれに1,400万もかけていますよね。いやいや、2,600万もかけて、確かにどこでもああいうことはやっていますけれども、本当の観光というのならもっともっとほかの用途を、その場きりではなくてもっと地元の商店を励ませるようなのできないかと。例えばこちらで言うと、ワシノミヤ(P. 27「ワシミヤ」に発言訂正)のらきすた祭りとか何かってあるではないですか。あれなんか誰が仕掛人になっ

ているかといったら、商工課の30代か40代の若い衆の2人の男性職員が仕掛人なのですって。大した金かけないで実に次から次へいろんなことを生み出して、柔軟な姿勢でやっているわけです。ああいう感じになれば、まちの商店も物が売れたりなんだりするでしょうけれども、御参行列だ何だと言ったって物を買いません。もっとも年中雨にたたられて、2回も雨にたたられているからあれですけども。だから、もう少し何とかならないかと。あと、婚活もここにあれしていますよね。婚活だって、あんな人数を制限して、それで2組か何組がペアになりましたと言ったって、そのときペアになったって結婚しなければ婚活ではないのですから。フレンドをつくるための経費ではないのですから。私あれこそ意味がないと思います。本当に鴻巣に住んで子育てしたいというなら、今度ときがわに比べてどこですっけ、18歳まで医療費無料化にしたではないですか。寄居か。条件つけないで……

(委員長) 菅野委員、簡潔に質問してもらえますか。何だかよくわからない。聞いていてもわからないので、簡潔に質問してください。

(菅野) 観光協会がそもそも仕掛人に私はなっていないと思うのです。大変な経費を使う割に仕掛人になっていないというのです。1,200万もかけて御参行列やって、言わせてもらえば、市民に言わせれば何で市長が徳川家康なのだと。新聞か何かで実行委員会から言われたと書いてありますけれども……

(委員長) 菅野委員、今指定管理の話をしているので、それはですから違うところで言ったほうがいいと思います。

(菅野) 観光協会がかかわっているのではないですか。

(委員長) 法律違う。指定管理の。

(菅野) 実行委員会か。

(委員長) 質問を簡潔にしてください。

(菅野) とにかくもう少し民間の柔軟な姿勢でいろんなことを取り込めるといふ、そういう体制にしていかなければ、お金は出してもお金を残して、残すのならもう減らすべきです、額を。市がどれだけあそこのために税金を使っているかということですよ。駅前に持ってくるか、それか



お金に見合った活動ができるように人員配置をもう少し柔軟な観光業の人を入れると。御参行列にしても何にしても、あそこをターゲットにしているのではないですか。あれは実行委員会でやっているのを知っていますけれども。観光ではないですか、あれは。

（環境経済部長）観光協会の活動ということで、私どものほうでは観光協会どんな成果ということで考えました。川幅グルメで優勝しているのです。B級の関係で。鴻巣市の地の利といいますか、鴻巣市の特性をやはりそういった柔軟なアイデアで、川幅の日本一のまちだということからして、それがいろんなグルメに展開していくというのは、やはり関係する市民の皆さんのアイデアがそこに結集して持っていった、その中心に観光協会があったのかなと、そう感じます。また、びっくり雛につきましても、実行委員会ということで、草の根という言い方もあれですけども、みんなが冬場にこういった催し物がなかなかないね、そういった中で集客ができるような、そういったびっくり雛祭りというのを企画したらどうかという、これは本当に庶民の皆さんの、庶民と言っては言い方変ですけども、一般の人が考えて、やってみたらどうかということから始まってきたというようなことを聞いています。そういった中にやはり観光協会があることによっていろんな動きに派生していけるという、そういったことができると思いますので、やっぱり観光協会は、予算は確かにいただいてそこで活動しております。それがその中の予算というのではなくて、波及効果なのです。いろんなところでこういう鴻巣市の話題、そういったものがいろんなところによって、やっぱり効果はそこに、なかなか数字でははかれませんが、そういったものがあるというふうに考えております。

以上です。

（菅野）びっくり雛祭りにしても、結局はエルミの中に飾ったりとか市役所とか、要するに行きやすい場所で事業を行っているわけですよ。あの人形町、1.2キロまではなかなか人は行けませんよ。ですから、やはり町なかに観光事業は集めて持っていくと。それでいて、いつも私年中言いますけれども、中山道の人形町の起爆剤とってあそこを何億もか

けて整備したわけです。そこに観光課まで入ってしまっ、本当に中山道の起爆剤になっているのかと。観光課が入ればもっと起爆剤になるかと思ったら、なっていませんよね。人形町の起爆剤というのは人形業界が活性化することですけれども、人形業界なんかお店やっている人なんか二、三軒しかつくってなんかもうないわけですから、何軒かしか。もともと6軒しかないのを何軒に減っているわけですから。人形町にこだわっているというのは、あそこにそもそも資料館みたいなものを買ったからではないかなと思うのです。それと、人事も突然任期途中でやめた副市長がどういうわけかずっとその代表であると。市政そのものがそのままあっちへ行ったという感じで、逆に能力のある若手の職員をどんどん使ってやっていくほうがある意味では新しいノウハウが出てくるのではないかと。例えばあそこに行きますと、2階ですごくいい美術展みたいのをやっていたのです。絵画展ですね、画家の。でも、見る人がいないから、職員が派遣されていますけれども、職員だってもったいないから電気消しますよ。だって、見る人がいないのに電気つけるのもったいないではないですか。私が2階に上げてもらったら電気つけていただきましたけれども。ああいうのもつくづくエルミか何かでやれば通る人が見るのです。そうすれば、若手の中から次々とそれなりのあれが出ると思うのです。年中川幅うどんとびっくり雛祭りでは、毎年1個ぐらい新しいのを入れるというふうにやらないとだんだんすたれていきますよね。活性化する商店街というのは、毎年1個は新しいのを入れて変えていくというのです。年がら年中びっくり雛祭りと、川幅と言ったって、確かにおいしいけれども、あんな大きいの口の中へ入りませんから、結局切って食べるわけですから、かえってもともと切ってあったほうがいいのではないかなと思うわけで……

(委員長) 菅野委員、もうそろそろいいですか。97号についてですから。言いたいことがあるかもしれませんが。

(菅野) 観光協会と一緒にものだった……

(委員長) 指定管理についてですから、指定管理についての質問をしていただきたいのですけれども。

(菅野) だから、観光に関する十分な働きができていないということをお前は言っているのです。これほどのお金を投下して。何とかならぬですか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 答弁させていただきます。  
いろいろ建物の場所とか、駅前がいいのではないかとか、あるいは中山道の中心市街地から外れているというような菅野委員さんのほうのご質問ですけれども、一応観光協会のほうでは事業計画としまして、鴻巣市の観光事業の健全な発展と振興を図り、地域産業の発展に寄与し、あわせて市民の生活、文化、経済の向上に貢献することを目的としているような形で計画を立てております。その中で、やはり菅野委員さん言われるようにいろいろ、びっくり雑とか川幅グルメあるいは地元産のいろいろな特産品の開発、紹介、いろいろな形で情報発信を進めております。また、友好都市関係であるゆかりのある市との観光協会の交流なども通じ、これからいろいろな形で鴻巣の情報発信とさまざまな観光協会との連携を結びつけていくというような考えのもとに観光協会のほうは切磋琢磨しているというような形でお聞きしております。いろいろ観光がどうのというふうな部分でございますけれども、かなり鴻巣年間を通してイベント事業が多々ある中でも、観光協会ではそれぞれ協会の職員が出向いてパンフレットとかいろいろなものをPRしたりして、地元産のものも売ったりして、いろいろな形でその場その場来られた一般市民だけではなく、市内外から来る方々に対しまして鴻巣市観光協会というものをPRしております。一応その辺の部分での観光情報発信とかいろいろな形で観光協会、ひなの里の管理運営を通じて情報発信をしていきたいということで、観光協会の場所が云々ということの問題もございまして、今回指定管理につきましては現在の産業観光館にお願いしたいという考えでおります。

以上です。

(菅野) ちょっと答弁がないのでお聞きしますけれども、1,100万の繰り越しがあるという、全体の予算が4,300万の中で、このことについては、では指定管理料については何がしか考えるところはありますか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）今回指定管理料等のいろいろ、菅野委員さん繰り越しのお話が出ているのですけれども、やはり観光協会のほうも職員の関係等も人員が減っている中でやりくりをしているということで、非常に厳しい中でのやりくりをしているというふうなお話も聞いております。実際に27年度の当初予算では、観光協会の支援事業として1,150万の補助金を出しているところですが、今回の指定管理につきましても従来の指定管理料より金額を下げをお願いしたいというふうな形で、若干その辺の指定管理料につきましても従来どおりではなく、内容等一生懸命やっている中でも経費を削減しながら指定管理料のほうも下げた形で、平成28年度以降は2,000万円ぐらいでいけるのではないかとというような話は聞いておる状況でございます。

以上です。

（菅野）私は、下げろと言っているのではないのです。本当に観光のために必要だというのなら、増額してももちろんいいと思います。でも、1,100万も残している自体はいかがなものかというのであって、使い切れるだけ大勢にやるという、そういうノウハウが中から、もちろん住民から聞くというのものもあるでしょうけれども、それができる風通しのよい状況になっているのか。本会議場でもいろいろ論議がされていますけれども、そういうふうにしないと、いろんな他市の人まで巻き込んで有効なお金を投資するに値する観光事業だと、観光協会だと市民は納得しないのではないかなと思うのです。言わせてもらえば、配布するのだから全部自治会通して配布するわけで、こういうところは楽なわけですよ。全部お上頼みで、ただで自治会通して配布できるわけですから。全然ほかの宣伝する事業に比べて優位な立場にあるわけですので、そういう風通しのいい、そしてもっと地元の企業なり地元の住民や来た人に本当にお祭りとして何らかのものが返せるような、そういう予算配分のできる事業をする観光協会にしてほしいという意味なのですけれども、そこはどうかなのでしょうね。そうなるのかということです。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）多分平成26年度の観光協会の収支決算書等の事業の中で繰り越しというような金額の捉え方で菅野委員さ

んのほうのご質問なのですが、一応観光協会そのものが平成24年の11月に鴻巣市の観光振興を目的として設立された非営利団体でございます。その前は、平成16年2月に任意団体として鴻巣市観光協会というものが設立されているわけでございますけれども、いわゆる産業観光館のほうで観光協会が本格的に観光事業的なものを実施しましてまだ約3年、そんな感じで来ているわけですが、なかなかやはりこれからその辺の繰り越しの関係等も私どものほうでは観光協会のほうにも話はして、いろいろ事業としての内容とか、今回の議会でもいろいろお話をいただいていますので、その辺の問題につきましては観光協会と連絡をとりながら、何がいい形での観光事業に結びつくのかということをちょっと市のほうとしても提案して、なるべく極力健全な財政運営ができるような観光協会へというふうな形ではご提言していきたいと思っております。

以上です。

(菅野) 終わり。

(ちょっと休憩願いますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)



(開議 午前10時14分)

(委員長) では、再開いたします。

(菅野) 先ほど「ワシノミヤ」と言いましたけれども、「ワシミヤ」に訂正をお願いします。

(羽鳥) それでは、まず事業活動収入のほうで平成26年度4,536万円と書いてあるのですが、その中の具体的事業内容、または業績の内訳について簡潔に説明をいただきたいと思っております。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 26年度の協会のほうの収支決算書で決算額4,500万という数字が出ているわけですが、一応この中にはそれぞれ観光協会のほうの会費の収入とか受託、あるいは特産品PR事業の収入とか補助金に対します収入関係の内容が細かくされているのですが、一応市のほうとすれば指定管理料である程度の補助をし

ていますけれども、観光協会のほうとしてもやはり協会の皆様方の会費の収入、団体、法人あるいは個人補助、個人の賛助会費なんかも納入されている中で、実際に金額的には相当、決算額でいきますと4,536万という数字になっておりますので、非常に、これは歳入のほうの入りの部分ですけれども、出の部分といたしまして自主事業費とか自主事業管理運営費、産業観光館事業費等、産業観光館管理運営費とかいろいろ事業を展開しているのですけれども、それぞれ内容的には細かく数字が出ているのですけれども、実際にこの4,530万の内容ということによるのでしょうか。

(羽鳥) 簡潔に。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) はい。実際には、協会のほうではそれぞれ事業的に評議委員会とか理事会とかも開いておりますし、それとあと各部会がございまして、4部会ほどありまして、総務部の広報部会、産業観光部会、イベントボランティア部会と中山道歴史資料館部会とか、そのような活動をやられているようです。それとまた、評議委員会並びに理事会では、年間を通しまして5回ほど会議のほうは開催されているというような内容になっております。

以上です。

(羽鳥) 公のほうから結局約3,700万円以上のお金が出ていると思うのですが、実際純利益というのはどれぐらい出ているのでしょうか。

(何事か声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時19分)



(開議 午前10時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) それでは、先ほどの羽鳥委員さんのご質問ですが、一応9月議会のときにお配りしているかと思っておりますけれども、観光協会の収支決算書の中で、一応各事業を展開しているというふうな形の中で、最後のページになるのですけれども、事業活動収益

差益とかいろいろ数字が出ている中で、当期収支差額といたしまして276万4,000円ほどの観光協会のほうの決算数字が出ておりますので、この辺が利益になっているかと思えます。

以上です。

(羽鳥) ここでまた指定管理のほうが続くかどうかというもののなのですが、やはり本来指定管理によってどのような効率化、またはメリットが生じるのか、やはり今お金から見るのが一番わかりやすいと思うのですが、この点において今時流的に指定管理において行政から少し離れてやる方向になっているわけなのですが、それによってどのような民間的な活力が入った上でのよい効果があるのかをお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 今私ちょっと数字の訂正をお願いしたいのですが、金額につきまして274万6,000円という数字に訂正をお願いしたいと思います。

それと、今のご質問でございますが、いろいろ観光協会のほうでも鋭意努力しているというふうな形で、非常に厳しい中でそれぞれ事業展開しているわけなのですが、実際に活動内容、私のほうでも観光協会のほうの事務局長等もいろいろ話をしている中で、大変厳しい状況は厳しい状況でやっているというようなお話は聞いております。それで、今回指定管理に携わる申請に基づく中で、それぞれプレゼンテーション等を実施している中で、いろいろ地元のそういった観光の情報発信とかいろんなものの事業を展開していくというようなことで、かなり事業計画書も5カ年にわたっての事業計画書をいただいているわけなのですが、いろいろ事業名的には市内の産業紹介事業とかにぎわいの創出事業、あるいは観光拠点事業でいろいろ観光ガイド的なもの、そういったものをしていくというようなことで聞いております。非常に、菅野委員さんのほうにもございましたように、産業観光館の中のいろんな展示物につきましてもいろいろ変えた形で、展示の状況を変えたりあるいは特別展示展とかいろいろ実施をしているというようなことを聞いております。内容的には、それぞれにぎわい創出事業なんかにつきましても朝市の開催を今後開催して、通年でできれば地元産の農産物の野菜の出荷あるいは花の

出荷等も考えているというようなことも聞いております。それとまた、大事な西蔵、中蔵、東蔵というふうなことで大変立派な蔵がございますけれども、これも蔵を利用した事業として通年企画で考えているということも聞いております。毎年やっているのでしょうけれども、ひなの里の寄席というような形でもやっているようなことを聞いております。それと、大事な部分では観光拠点事業というふうなことで、いろいろ観光ガイドコースなんかの設定や、中山道とか古民家をめぐるといったコースなんかをやって、非常に観光協会としてはいろいろなものの観光資源を発掘しながらこれからの観光事業を展開していくというような形で取り組んでいる状況は聞いております。そのような内容的なものもさらに協会のほうの観光情報の発信をしていくためにホームページなんかを充実したり、また情報誌なんかを活用いたしまして各イベントでは配布して、それぞれPRを図っていききたいというようなことはお聞きしております。以上です。

（羽鳥）それでは、事業活動収入の下の従業員数のほうなのですが、12名と書いてあるのですが、この12名のほうの雇用形態、報酬の形態について、説明できる範囲で説明を求めます。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）一応観光協会のほうも臨時職員等を雇用しているというようなことで、実際にその12名の方のローテーション的なものにつきましては、週19.5時間の方と週29.5時間の方がうまく下の観光協会さんのほうの業務についてのローテーションをやっているということを聞いております。

それと、観光協会のほうの収支決算書の産業観光館の管理運営費のほうで、給料、手当、賃金等というような形で、ここで臨時職員の賃金の決算額が出ているわけですが、この979万3,000円という数字が臨時職員等の関係の金額になっております。

以上です。

（羽鳥）説明できる範囲で結構なのですが、上限と下限をちょっとお聞きしたいのですが、説明可能でしょうか。一番高い給料をもらっている方と一番低い方。



(環境経済部副部長兼産業振興課長) その職員の方の雇用形態につきましては、ちょっと賃金、最低基準とかその辺の問題もあるのですが、高い方、低い方については把握していない状況でございます。以上です。

(羽鳥) それでは、今回の指定管理で5年間という期間なのですが、この5年間の中で、その間に2020年のオリンピックも挟まれておられるのですが、そのオリンピックに向けてぜひとも、東京でオリンピック行われるわけですから、埼玉県、鴻巣のほうも決して遠くない、電車で1時間ですから、ぜひとも立ち寄っていただくような、そのような企画が指定管理のほうで検討されているかどうかを、わかる範囲で結構ですから、お聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 一応国際的なビッグイベントでございますので、2020年のオリンピック、その前にワールド、ラグビーの関係等も熊谷等で開催される予定になっておりますので、いろいろその辺のいろんなイベントにつきましては観光協会も各、県外に出向いていろいろPRとかその辺のことも活動しているということを知っておりますので、大事な大会とかいろんな競技のイベントにつきましては、観光協会とも協議しながらPRに努めていくようなことの話を進めていきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、主な事業内容のほうなのですが、5点あるわけなのですが、非常に重要な5点なのですが、やはり1点目の観光に関する調査研究及び観光情報の収集。やはりどのようなものがこの地域にあるか、それをしっかりと分析した上で発信していくことが必要なのですが、直近のところどういう形でやっているか、またこれからの5年間どのような形で指定管理でやっていただくのか、その方向性をお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際に観光協会のほうの事業計画、収支計画とかいろいろいただいているのですがけれども、実際に羽鳥委員さん言われた事業計画でございますけれども、観光に関する調査研究、観光情報の収集、宣伝に関する事業といたしまして、行政や観光事業者

と連携して魅力ある観光情報の発信を行うと。また、鴻巣市観光戦略計画というものを策定しておりますので、それに基づく具体的戦略に積極的に関与し、実施に向けての中心的な役割を果たすよう努めるということがされています。それと、3つ目といたしましては、観光情報発信拠点である鴻巣市産業観光館、ひなの里の管理運営を通じて積極的な観光情報の発信を行うというような事業計画になっております。それぞれ観光とかイベントあるいは観光資源の保護、開発に関する事業、あるいは特産品の開発、紹介とか定款に記載のある目的を達成する事業、いろいろ計画はいただいておりますので、なかなか今までの検証結果に基づく今後の取り組みにつきましては、同じものを踏襲するのではなく、情報発信等いろいろやっていきたいというような調査研究を進めていくというようなことをお聞きしております。

以上です。

(羽鳥) 3点目の観光資源の保護というところがあるのですが、その点においては指定管理の側と、または行政側、どのような部分を今検討されているか、説明できる範囲よろしくお願いたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) やはり観光資源ということになりますと、人形と花のまちということのキャッチフレーズでいっている、その辺の部分をやはり実際には人形のまちとしての大事な部分等いろいろ今回古民家関係でそれぞれ古民家をめぐるコースなんかも計画しているようでございますけれども、この古民家等も大分貴重な建物というふうなことで、朽ちていく建物を間取りとかいろんな形で調査研究して、その建物の状況がどういう状況だとかというような内容的なものも調査研究しているようでございます。それらも委託して、それぞれ後世に残す大事なものとして保存していくべきものとして調査をしているということをお聞きしております。

以上です。

(羽鳥) あと、観光関係の結局情報発信ということで、ゆるキャラ関係が結構今やはり思った以上に全国でまだ元気があるということなのですが、私ちょっと驚いたのが行田市さん、銭富来のような形した、ちよっ

と名前は忘れてしまったのですが、そういうキャラクターがあるのですが、今3つあるのですよね。鴻巣市はひなちゃんだけということなので、こういうところも今後対抗していく価値があるかもしれないというふうに私考えておるのですが、その点も含めて特産品、川幅うどんも日本一になったわけなのですが、やはり次のB級グルメも考えていかなければいけないような攻めの姿勢が必要かと思われまますので、その点も含めて質問をいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）現実いろいろ社会的にゆるキャラとかいろんな形でその自治体の代表的なそういったもので市のPRというものに結びついているということは、確かに観光協会さんのほうも認識しておるところでございます。実際に鴻巣市のひなちゃんのPR、また違った形での何かゆるキャラへの転換ということもございますが、やはり市のほうとしてもひなちゃんをいろんな場面でイベント等もPRしていくというような形で、鴻巣はひなちゃんだよねというふうな形でPRしている状況でございますので、次にかわるものがあるかというのはなかなか賛否両論ございますけれども、一応今の現状ではひなちゃんのPRに努めてまいりたいというような考えでおるところでございますけれども、また違ったものが何かいいものがあるかということにつきましても観光協会さんのほうには問いかけをしていきたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）それでは最後に、指定管理、先ほど言ったように今度指定管理された場合は5年間、平成32年度まであるわけなのですが、平成32年度のこの産業観光館の利用者の目標数をお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に利用者の関係につきましては、今回25、26年の利用状況的な形で数字はいただいているのですけれども、実際に過去25、26年度を平均しますと約2万5,000人ほどになっております。近々これらの数字が積み上がっていくと、当初目標的にはこういう数字でないような形では聞いていたのですけれども、実際この数字が年間平均しますと約2万5,340人という25、26の平均数値が出ていま

すけれども、この数字を上回るような数字でいくのが好ましい観光協会としての姿であると思いますので、実際にはこの年間掛ける5年間の数字がもとになっていくかと思えますけれども、あっという間に10万人は達成するのではないかなというふうな感じではありますけれども、5年後の利用の状況についての目標人数等は設定していない状況でございます。

以上です。

（羽鳥）先ほど言ったように5年後にオリンピックが来るわけなのですが、今本当に日本中で外国人の利用客、日本に観光に来る方が大変ふえていますよね。おもしろいことに、日本人が注目しなかったような地域に外国人の観光客が出没されていると。だから、情報をどのように発信するかによって、外国の方は新しい日本を知りたいということでどこでも日本中くまなく行ってくれると思うのです。まして関東地方の埼玉県の鴻巣市、利便性も非常にいいところですので、いかなる情報の発信ができるか、それが勝負だと思います。そのところについて、指導する側といいますか、行政側のほうの指定管理の観光館のほうに対しての意気込みを最後にお聞きいたしたいと思えます。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）羽鳥委員さん言われるように外国人の方が非常にふえているということで、国内の観光産業関係者につきましては喜ばしいことでございます。実際にでは本市のそういった市の観光あるいはそういったものの何かをPRしていく上で、国際的にはどうかというようなご質問かと思えますけれども、実際に観光協会も地元の情報発信あるいは他市のいろいろ観光協会との友好を深めていくということが、いろいろやっている状況の中ではこれからはやっぱり国際的なそういった外国の方も人形町の人形を見に来るあるいは花を見に来るというような形で、非常に来られる方が購買をしていくことで経済も発展するかと考えられますので、その辺につきましては今後指定管理者の観光協会と検討して、国際的な情報に結びつくような情報発信を考えていただきたいということも提案していきたいと思えます。

以上です。

(羽鳥) では、結構です。

(金子) 何点か質問いたします。

初めに、議案第97号の資料の関係ですけれども、1番の表のページ、この概要なのですけれども、その主な事業内容のところの4番、特産品の開発と紹介とか書いてございますけれども、特産品の開発と、観光協会さんだけではなくて、商工会さんとか業者のほうでも通じていろいろ、先ほど言った川幅とかいろいろグルメとかありますけれども、何か見ているところ余り開発されているものはこのところないのではないかなと思われるのですけれども、開発と書いてございますので、今の現状と今後どういうものを考えておられるのか、ちょっと参考としてお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際に観光協会さんのほうもいろいろホームページなんかでも注目の一押しというふうなことで鴻巣川幅グルメ関係的な形でご紹介をしているようなコーナーもございます。それと、開発ということで、川幅うどんがかなり全国的にも有名になってB級グルメの関係で優勝等もしていますけれども、やはり観光協会の職員の方も1つのもので満足することではなく、何がきっかけでいろんな観光資源に結びつくか、また鴻巣をPRしていくものに結びつくかというふうなことは認識しておるようでございます。実際に特産品の開発ということになりますと、今現在ある鴻巣での特産品というようなことで、やはり鴻巣ですと梨とかいろんな、柿とか花と、柿といっても花の花弁もありますし、いろんな柿等も、昔から生産されている農産物等の季節折々な特産品もございますし、また工業部門では人形とかいろんな形で赤物等もございますけれども、そういったもので何かちょっとしたきっかけですごいPRができるようなことに結びつくようなことも考えられますので、その辺はいろいろ難しい問題なのですけれども、協会のほうと協議していきたいと考えております。

以上です。

(金子) はい、わかりました。

次に、裏のページですけれども、裏のところでは産業観光館の指定管理者

の候補者の選定結果についてということで、3項目の中で細かい項目がございませけれども、その点数配分として200点、それで観光協会のほうでは180点ということでございませけれども、5点満点で4人の審査委員ですか、の方が行われたということでございませけれども、審査委員というところのような方が審査をされたのかということと、それとあと180点という点数は合格点みたいな形で何点ぐらいを最低点として考えられていたのかと。200点満点中180点ぐらいでしたらば妥当ではないかと、非常に高得点だというふうに考えるのか、普通なのかなというふうにも考えて、総合的にこのぐらいなら妥協点ではないかというふうに評価されたのか、いろいろな見方があるかと思うのですけれども、ちょっとそちらの点をお聞かせいただければと思います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）金子委員さんのほうの指定管理者の2次審査表の評価結果ということのご質問かと思いますが、今回鴻巣市産業観光館の指定管理の審査の中で、点数が非常にいろいろ問題化されている中で、実際には職員につきましては環境経済部の課長さんの4名の方をお願いして、点数つけをお願いしました。それぞれ審査項目の中では、やはり条例上に基づきます事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保するものができるかというふうなことの中で3項目ほど基本方針とか申請した理由とか、今後のあり方なんかがあります。それと、条例上の2つ目には、内容が当該事業計画にかかわる経費の縮減が図れるかというふうなことの中で実施事業計画、サービス向上させるための方策とか利用率向上のための方策とか、3つ目といたしましては事業計画に沿った管理を安定して今後も人的能力を有するものかというふうな3つの大きな条例上の決めがある中の審査項目でやっています。3つ目の内容、最後のところの内容につきましては、施設の管理体制とか収支計画の妥当性あるいは個人情報公開なんかの問題も問いをしている状況の中で、その中でプレゼンテーションを実施しまして各課長さん方の点数をお願いしているわけなのですが、実際に5点が満点、1項目5点満点というふうな形でやられている中で、やはりそれぞれ課長さんのほうの考え方、通常であれば5点満点ですので、3点が通常の評価になるかと

思いますけれども、かなり課長さん方の考え方が3点以上いいような形の点数の結果になっております。3点というような評価をつけている課長さんないので、大体4点、5点というような点数で審査を終わられている状況でございます。実際にサービスを向上させるための方策とか、利用率向上のための数字が数字的にほかの項目より低いということなのですが、これは実際に一課長さんが4点を5点とか、その辺の1点、2点の差というふうな形で、非常に悪いというような採点結果には結びついていない状況でございます。審査表の内容、結果を見ますと、やはりなかなかサービス向上、実際には重要な部分なのですけれども、指定管理を受ける側のほうとすれば点数がいい点であるべき数字でなければならないのでしょけれども、若干ちょっと1点、2点の差というふうな部分で、非常にその辺がちょっと18点とか、満点のところもあったりはするのですけれども、非常にその辺の課長さんの採点をする側の方の捉え方がちょっとの点数の違いでそのような差異が生じているというような状況でございます。

以上です。

（金子）そうしますと、点数の状況を見ますと、皆さん3点以上、普通であるということで、非常に合計点見ますとそんな感じになるかなと思うのですけれども、今お話の中でもサービスを向上させるための方策ということで、この中でそれでは3点以下の人はいなかったわけですよ。ということで、ちょっと該当する人はいらっしゃったのかお伺いします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ちょっと発言の訂正をお願いしたいと思うのですが、私審査委員が環境経済部の各課長という発言をしたのですが、課長4名というような発言をさせていただいたのですが、副部長2名の課長2名というような審査委員さんの結果の数字ということで訂正をお願いしたいと思います。

それと、サービス向上についてというふうなことで、実際に点数が先ほどお答えしましたように満点が5点ですけれども、3点以下の点数がついている項目はございません。4点、5点というような形で、点数からいきますと全体的には非常に配点からいきますとかなりいい点数の審査

結果になっているという状況になっております。

以上です。

(金子) そうしますと、点数的にはよかったですけれども、最低点というのは、例えば150点以下だったらちょっと厳しいよとか、そういうふうな基準というのは設けられたのかどうかをお伺いします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際に今回随意指定というか、限定公募でございますので、それらについてある程度点数的にはかなり厳しい点数がつくような形では、結果的に万が一金子委員さん言われるようにこんな数字がついてしまったのというふうなことになった場合に、そのとき一応調査部会というものを設置されていますので、その調査部会、いわゆるその時点で点数をつけた段階で審議等を検討するような状況にあったかと思えますけれども、今回はそのような点がなかったものですから、いい結果に終わっているということで。申しわけないのですけれども。

(金子) 選定の方法として公募とか非公募とかいうことで考えると、非常に非公募になりますとそれだけの裏づけがないとやはり市民の方に納得がいくような評価ということで選定とか評価されないわけですから、そういう点に関してもこれがだめだった場合はどうだったのかなということで考えたときに、やはりそれを調査するような部門が控えてというか、2次審査みたいな形であったということは非常によろしいことだとは思っておりますけれども、ただこの中で先ほどサービスの向上をさせるための方策ということで、プレゼンテーションされたということでもありますけれども、非常にプレゼンテーションとなるとやはりこういうところが重要視されるのではないかなと思うのですけれども、その内容的なものが、断片でよろしいですけれども、ありましたらばちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。こういう点をプレゼンでは重要視しているよということで、この数字で見るとこのサービス向上と利用率向上のための方策ということで、やはり皆さんも悩む点だとは思っておりますよね。こういう点がよくなれば、やはり評価もよくなるし、市民の方の受けもよくなるし、収益にもつながるのではないかなと思うのです



けれども、そのプレゼンの内容を聞かされる範囲でちょっとお聞きしたいと思います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際にプレゼンテーションを実施しまして、いわゆる5カ年間の計画書等を出していただいている中で、それぞれ毎年度ごとの事業計画をいろいろお聞きして、実際に事業内容的には貸し館業務等、観光協会のほうのそういった事業展開というふうな部分でございますので、一応毎年やっているものを踏襲ということではなく、やはり今回先ほどもお話はさせていただいたのですが、蔵の利用等で、いろいろ中に非常に貴重な人形の関係のものがあるということで、それらの人形の整理もして保存をしていきたいというようなことの考えがあり、またその蔵の中も再利用、利活用というふうなことで、いろいろ何かできる部分で検討しているということをお聞きしております。実際に建物そのものもやはり旧人形屋さんの建物でございますので、その辺の部分で、ちょうど事務所の部分と蔵の間の中庭の利用とか、あそこがいい空間になっていますので、休憩的には喫茶的な部分でのコーナーを展開するというようなことと、多少なりとそういった形で建物のその辺の利用をいろいろ検討して、集客に結びつくようなことを考えているということの提案はございました。

（金子）最後に、先ほど羽鳥委員も話がありましたけれども、オリンピック等がこれから控えておりますので、サービスの向上の一環としてやはり、外国の方とかいらっしゃると思うのですよね、そういう方に対しても非常にこれから国際的になるかと思うのですけれども、職員の方ができれば違う言語の方も、しゃべれる方がいらっしゃったほうが非常に枠も拡大できると思うのですけれども、そういう点はどういう考えがございましたでしょうか、お聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）金子委員さんのほうの言葉の問題かと思いますが、やはり観光協会さんのほうも各ボランティアガイドさんのような形でいろんな方々をお願いして、観光ガイドについてもボランティア的な形をお願いしたりしているというようなこともお聞きしておりますので、言葉の問題的にはそういう精通する方、英語が何か、

あるいは中国語、何がいかとかというふうな部分で、言葉のいろいろな部分の問題はございますけれども、その辺についてはボランティアガイドとか、何か有効に対応ができるようなことの人材をお願いするということを検討していきたいと考えております。

以上です。

（金子）そうしますと、現状では今の状況はいかがなものでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）現状では、ちょっと国際的な形で英語の語学ができるとか、中国語がしゃべれるとか、そういう方はちょっといない状況でございます。

（金子）そうしますと、これからの検討課題ということで、できればこの5年の間にはそれをちゃんと整備というか、できるようになればよろしいかと思うのですけれども、それについては行政としては後押しをする予定というか、そういうふうな考えはございますでしょうか。最後にお聞きします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）非常に重要なご質問だと思います。言葉がやはり理解できないとガイド等あるいはPR等もできない状況になると思いますので、やはりこの点につきましては観光協会のほうへお願いして、なるべく適宜どのような形でできるのかお願いしていくというような形では観光協会のほうへこちらからもお願いして、いい運営ができるような形を依頼する考えでおります。

（金子）以上です。

（大塚）観光協会の概要と選定結果を含めて1点だけ伺います。

今回、今現在もそうですし、今後も継続して指定管理をということで上程されておりますので、いろんな事業を展開する中で情報発信、平たく言うと宣伝、PRの方法をどの程度やっているのか、その点について伺いたいと思います。これは、本来ひなの里に限らずだと思いますが、いろんな媒体を使って宣伝をするというのは大事なことだと思います。あえて伺いますが、例えば埼玉特有の地方紙、埼玉新聞あるいは埼玉に局があるテレビ局、テレビ埼玉等、ローカルのマスコミも十分あり得ます。新聞に限って言えば、それ以外にも当然最大紙等、いろんな多くの人の

目に触れるような形で周知、PRはする必要があるかなと思いますが、不定期であります。ひなの里を訪れたときに、たまたま2度とも埼玉新聞の市民活動に関する方がお見えになっておりまして、2度ですけれども、お会いして、あちらとすると埼玉新聞の宣伝等々含めて来ていたのかなと思いますが、こういうところにも来るのかなというのをちょっと感じました。そういった宣伝の手法として、多くのマスコミ等を活用してきたのか、あるいはこれから指定管理をする今後の5年間においてそういう宣伝の仕方についてマスコミ等の活用をどのように捉えて考えているのか。もし情報が入っているのであれば、お伺いをしたいと思います。市のかがやき、ホームページ以外のところでそういったことも必要かと思われまますので、その点を伺います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）大塚委員のPRの方法というようなご質問かと思えます。イベントもいろいろ鴻巣市でやっている中で、今回も御参行列を無事終わったのですけれども、その内容等につきましてもいろいろ埼玉新聞社等も取材に来られて、かなり大きな記事では新聞報道等されている状況でございます。実際に宣伝等というふうなことで、マスコミを取り巻く状況でかなり有効手段というふうなことは、これは考えられることなのですけれども、非常に観光協会のほうといたしましてもいろんな情報発信はしているのでしょうけれども、その手法的なものについてはやはりいろいろタイミング的な、イベントの直前にして、市内のあるいは県外の方々に情報発信をして来客、集客に結びつくような形のタイミング的なPR方法等もあるかと思えますけれども、実際に観光協会のほうの公式サイト等もいろいろ、ホームページではいろんな形でのものを載せている状況でございますけれども、やはり観光協会のほうも時節折々のそういったものに関しましては、報道関係とか、そういった関係の機関に情報を発信して、取材を受けたりあるいは何かの形で鴻巣というものをPRに結びつくような形で考えていると思えますので、その辺についても観光協会のほうについては適宜話をしまして、有効な手段というものを検討していただきたいということをお願いしていききたいと思います。

以上です。

（大塚） 以上です。

（加藤） 私からもちょっと2点ほど確認をさせていただきたいと思えます。

観光協会の職員さん、私もスポーツのイベントとかいろんな場で地道に出店をしたり、鴻巣のPR冊子を配ったりということで、汗をかいていただいているなというのは実感しているところなのですが、今回の選定結果の部分で気になる点がありまして、それ2点ほど確認させてください。

選定結果資料2のほうですけれども、その中で2番目の枠の、これは審査項目なのですけれども、その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る経費の縮減が図られるものであることということで、これは先ほど菅野委員からの発言ともちょっとリンクするのですけれども、もちろん無駄に費用を使うのは、それはよろしくないことだと思うのですけれども、残も残っているところも先ほど指摘がありました。ここの審査項目のところは縮減が図られるものであることというのが、観光協会さんのほうにそれがまず第一優先だよということで伝わってなければいいなと思っております。必要などころに創意工夫をしてお金が行くのはよろしいことだと思いますので、その辺観光協会さんが市のほうと、市のほうが認識している必要などころには必要な工夫をしてお金を使っていいのだよということがちゃんと伝わっているのかなということを確認させてください。

2点目なのですけれども、この同じ選定結果で、上から2番目、3番目のところ、非常に点数が高いのです。先ほど副部長2名、課長2名の方が審査をされたということで、その部分はどなたもプレゼンテーションに対して非常に強いうなずきがあったのかなと思います。ここのところで、申請者のほうがどのような形でPRして、どのようなポイントでうんというふうに強くうなずかれたのか、ちょっと簡潔にお示しいただければと思います。

以上です。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）最初の1点目のご質問でございますが、実際に事業計画に係る経費の縮減が図られているというようなことの問題の中で、実際にうちの指定管理者の指定管理をしていく中の審査基準という中で、実際に項目的には年間の実施事業計画、これらが無理がないかとか、あるいは独創的で魅力のある実施事業の内容を具体的に考えているかとか、またサービス向上の関係につきましては新たな提案あるいは具体的な提案がされているか、それとまたその趣旨が合致したものであるかとか、いろいろ項目の審査ポイントといたしますか、その辺のことを各審査の委員さんのほうも認識した中でプレゼンを図っております。実際に縮減が伝わって、その辺のもの、かなりプレゼン者のほうは厳しい状況については、この時代ですので、先ほども予算的なご質問がありましたけれども、いろいろ厳しい中でも創意工夫をしながら縮減に努めて、臨時職員等も何人か減っているというような中で、現状の人数の中でうまく効率的な運営をしていくというようなことで提案はいただいております。

それと、PR関係についてというふうなことで、プレゼンの中ではいろんな発言がございました。実際にいろいろ自分たちで創意工夫という中で何ができるかというようなことで、いろいろ観光協会の部会等もございますようですので、その中でいろいろな話を協議しながら進めていくというようなことで、観光協会のほうもやはりいろんな時代に合ったような、先ほどいろいろなご質問をいただいたようなことも協会の中では日々の中のそういった部分でこれから新たなものを取り組んで、いろんな来館者や利用者をふやしていくような方策は考えているというような発言はございました。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）この観光協会は、26年度決算で見ますと市の指定管理料は2,262万9,000円、それから補助金として1,150万。ですから、3,412万

9,000円が出されています。一方で、産業観光館事業費を見ますと、予算の435万に対して決算が172万3,433円。主なもので言いますと、ひな人形PR事業費が、205万が決算が36万7,832円、花のこうのすPR事業は60万に対して47万7,265円ですが、イベント関連事業費は60万に対して23万8,920円となっています。そして、最終的に先ほど言いましたように当期収支差額は274万6,167円、前期繰越収支差額が842万1,886円で、合計しますと次期繰越収支差額が1,116万8,032円となっています。大変多額な市費を使つての観光事業です。当初観光課なんていうのはなかったわけです。結局人形町に産業観光課なるものをつくると。そこから始まりまして、観光課を置き、宣伝をするということになりましたが、駅から1.2キロも離れたところに観光課を持って行って、そこで起爆剤にするなんてことは本来不可能だということを書いてきたことがここで数値で示されていると思うのです。本当の観光というのは、人口減の中へ人数をどんどん呼び寄せて大騒ぎして、お金をどこかに落とそうというのではないと思うのです。そこに住んでいる人々が本当に幸せに暮らせる、落ちついて福祉が充実している、ごみが他市に比べてとてもすばらしく分別されてよいまちづくりができていよ、こういうのだから本来観光になってしかるべきものであって、大騒ぎして人を集めるばかりが観光ではないということも本当に実感をしています。住民が幸せに暮らせる、幸福度世界一の鴻巣というのが実現すればすばらしいことだと思います。そして、指定管理制度のもとで、いわゆる市役所の元副市長だった方が館長にずっとなっていたり、そういう確かに事業の業績の積み重ねはあると思いますけれども、やはり観光なんていうのはある意味とびきりの特異な才能で何かをきらきら光らせる面というのがあるのではないかと思うのです。ですから、インターネットを使ってそういう人材を募集するなど、鴻巣にできるそうした抜本的なやり方を考えるのも手であると思います。今回指定管理で点数配分をした人が環境課の副部長と課長つて、これは内部の人間ですよ。評価というのは外の間がするのであって、内部の人間がやって、自分の部下のやったことに1や3なんかつけるわけじゃないですよ。この数字が大変、どう基準にするかわからない

配分であったことも考えます。ですから、こうしたやり方ではなくて、市直営できちんと市の政策と合致する事業にすべきであると思いません。鴻巣市が市民にとってどんなによい市であり、そのことが日本に発信していけるという、それこそ本当の観光であると思しますので、こうした指定管理によって他市と同じようなことに日本、鴻巣が税を使うというのは考えるときであると思しますので、こうした指定管理制度そのものに反対をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市産業観光館となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時37分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) 5ページの商工費の繰越明許で、鴻巣御殿の模型をつくるのに

1,500万円繰越明許するということですが、これって全額ですか。全額。

(観光戦略課長) 予算は全額になります。

(菅野) 鴻巣御殿のパレードが行われましたよね。あれ鴻巣御殿ですよ。これに1,400万かかったのではない、1,500万円かかるのだ。あれは、いつもあそこに常設するものなのですか、それとも何か観光事業があると移設して市民に見せることができるものなのですか。

(観光戦略課長) 御殿の模型につきましては、ただいまのところ予定としましては本庁舎市役所のロビーの1階に一応飾る今計画でおります。まだ決定ではございませんけれども。

(菅野) 確かにあそこ置いたって宝の持ち腐れですよ。見る人は少ないわけですから。でも、あれって鴻巣の歴史の中で、家康の鷹狩りするときの御殿があったというのは大変な、歴史を有意義なものにするものなのではないでしょうか。意義ある。

(観光戦略課長) 鴻巣御殿につきましては、実はもともと鴻巣宿というのは今の北本にあったのです。文禄年間に家康が今の鴻巣地内に鷹狩りのための御殿を建設しまして、その後1,600年ころに北本から宿場を今の鴻巣に持ってくるのです。ですから、要は鴻巣御殿がなければ今の鴻巣市自体があったかどうかもわからないという状況の中で、やはり鴻巣市のルーツ、鴻巣市の発展の歴史をやっぱりたどる上で貴重なものというふうに認識しております。

以上です。

(菅野) 鴻巣御殿にちなんで、今度はパレードが行われましたね。大変雨の中のパレードで、見た人何人かに聞くと、雨だったこともあるけれども、ああいうふうにはただ歩くだけ、もっともっと何らかのパフォーマンスが、多くは道路で見たわけで、会場へ行った人はいないわけで、あんなものかねと言うのです。それに第一、言わせてもらうとなぜ市長が徳川家康なのかと。私に言わせれば、何かで見ましたよ、実行委員会から要請されて市長引き受けましたと。何か。埼玉新聞かな、市報かな。何かでそういうこと書いてありました。でも、市長が実行委員長ですよ、この鴻巣御殿のあの行事は。市長が実行委員長なのに、実行委員に



言われて引き受けましたというのはおかしい。できたら、市長は投票で選ばれる人ですから、言わせてもらえば、そういう人が税金を使ってみずからの宣伝するのは、私は政治的に正しくないと思います。映画館のときも言いました。映画のお金使って市長が、私が市長ですと。税金でやるなと言ったけれども、2作もつくる。その後1作またつくりましたよね。ひなちゃんがうどん食っているなんていうのをつくりましたけれども、それっきりようやく3作目はつくらないでやめてよかったですけれども。そしたら、今度これが始まって、本来選挙で出る人が公費を使って宣伝するのは私は正しくないと思うのですけれども、実行委員会の中でそういうこと関係なく、市長が一番人格的にも風貌的にもいいということになったのでしょうか。

（観光戦略課長）ただいまのご質問ですが、まず今回の行列におきましては、天気もあいにくちょっと雨模様ということがありましたけれども、実際パレードに参加してくれた方は町衆隊中心に650人以上の方が参加していただきました。その中で、パフォーマンスに関しましても中山道上で2カ所、それと最後に東小学校のほうで鷹狩り、タカの放鷹等のパフォーマンス等を行いましたけれども、これにも総勢で大体5,000人程度の方はお声がけをいただいたということで、雨の中の割には成功したのかなというふうに考えております。

それから、市長が家康を演じたということですが、確かに実行委員長は市長なのですけれども、実行委員会の中でやはり市長が推薦されたということで、市長は自分から家康をやりたいというふうに言っていたわけではございませんので、実行委員会の中で、では家康のキャスティングはということになったときに、やはり市長がというふうな声が委員さんの中から上がりまして、それで引き受けていただいたというのが実際のところでございます。

以上です。

（菅野）というか、権力者として私は適切ではないと思います。委員会の報告に入れてください、こういう論議があったということ。それで、断ればいいのです。私は選挙で選ばれる者なので、早くから、できたら

照英なんかがなってくれたらどんなに格好よかったかと思うわけで、あのときも照英をさせませんでしたよね、前の鷹狩りのときも。市長がやりましたよね。年中市長がなっているのではおかしいではない。

（観光戦略課長）前回の行列のときは、家康は秀忠の役で、照英さんが家康の役でございました。

（菅野）だから、また照英がよかったです。早くから言っておいてね、彼は忙しいから。もうとにかく前も言いましたように、市長が映画をやめるときに私は言いました。かつて島田さんが市長だったときに、あの当時は交通安全週間になると空からヘリコプター飛ばして交通安全週間です、皆さん交通に気をつけましょうと言ったのです。ヘリコプター飛ばして。そのときに市長が、私は鴻巣市長の島田博ですと、皆さん交通安全に気をつけましょうと言うから、言いました、みんな。何で上から市長の声が降ってくるのだと。あなた、選挙で選ばれる人が税金使って頭から宣伝するのは正しくないでしょうと、やめなさいと言ったら、1回でやめました。原口市長に言ったけれども、1回やめないで2回やって、2回でやめたからいいけれども。そしたら、今度はまた徳川家康。家康か、秀忠か……

（委員長）菅野委員、これ鴻巣御殿のことなので、ここに限定してもらえますか。

（菅野）何。観光振興で……

（委員長）繰越明許費のことです。

（菅野）鴻巣御殿のことを言っているのではないですか。鴻巣御殿という報告しているのではないですか。議案のときに鴻巣御殿のあれだと報告しているのではないですか。だから、言っているのです。ですから、鴻巣御殿の宣伝というのも含めて大変なお金を使うと、それに値する事業かと聞いたら事業だということがあったので、見守りたいと思いますけれども、市長がこういうのに税金でやるところにその一番いい役を担うのは、私は不当であると思います。このことを言います。

それから、産業観光館は先ほどやったので、次は11ページです。農地の問題です。11ページ。これと13ページとは、十何ページ、同じことです

ね。では、11ページでお聞きしますけれども、12名の方が3万9,833㎡を10アール2万円で協力金を出して、受け手は1社だと。いわゆる農用地を集積するということですよ。これって、どこの場所で何をつくっているところでしょう。耕作しているのは、何をつくっているか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の耕作者協力金ということで、地権者12名の関係かとございますけれども、一応対象農地が川里地区の境、屈巢、広田、上会下、関新田、北根地区にまたがっている農地でございます。農地は田んぼですので、作付につきましては水稻というような状況になっております。

（菅野）12名の方で10アール当たり2万円の協力金で、その1社の方に作付を頼むということですよ、集積というのですから。ということは、皆さんは自分の持っているその範囲の農地は誰ひとり自分がつくりたいという人はいなかったと、それかつくってほしいという部分を飛び飛びでしたのか、面でしたのか、そこをお聞きします。面でしているのですよね、普通。飛び飛びなわけじゃないよね。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）現実問題としましては、農業生産法人1社がこの農地をお借りしてやるというふうなことなのですから、いわゆるこの事業そのものが農地の集約化を図るための事業でございますので、集積されたところである程度農地が連たんしている農地というふうな部分で、借りる方のほうも集約されている農地を借りることで、効率化をもって大型機械で集約化が図れた農地は耕作しやすいということで、事業展開していく中ではある程度まとまった一団の農地というふうな形になっております。

以上です。

（菅野）そうすると、今までつくっていた人とつくらないで、いわゆる耕作放棄地になっていたところもあると思うのです。そういうのも関係なく10アール当たり2万円の協力金が払われたのか。つくっていない人についても。

それから、受け手の1社というのは、どういう人が受け手ですか。地元の方ですか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 菅野委員さん言われるように、この目的、農地中間管理事業という事業が始まった問題は、やはり耕作放棄地の問題とか農業を営んでいる方の高齢化、あと担い手の問題等もある中で事業が展開された内容になっております。ご質問の耕作放棄地はどうかということなのですが、一応耕作放棄地につきましても対象外になっておりますので、ただその耕作放棄地を借りて、農地としてお借りした方が耕作放棄地を開墾してつくるといふことの問題であれば対象になります。ただ、現在耕作放棄地になっている方をなかなか借りて耕すという方が少ないのですけれども、中にはそういう地形がそのまま集団化された中にある農地ですから、せっかく、では自分が借りて耕作するよと、そういう方もいらっしゃる場合もございますので、そういう部分については耕作放棄地が解消されることでもございますので、対象になるような事業になっております。

(菅野) 私が聞いているのは、この12名の3万9,833㎡の中にその耕作放棄地も含めて入っているのかということを知りたいのです。受け手の1社のことが言えない……

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 大変失礼しました。今回47筆、先ほど川里地域の農地でございますけれども、耕作放棄地という農地はございません。全部耕作されている農地ということになっております。

(菅野) あと、受け手。受け手の1社というのが。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 失礼しました。受け手につきましては、農業生産法人ということで、これを久喜市、今現在久喜市ですけれども、昔の菖蒲町のほうで農業生産法人となって大規模にやられている法人でございます。かなり久喜市内でも大きくやっています、川里地域のほうにも進出している農業生産法人になっております。

以上です。

(菅野) そうすると、12名の方は農業収入というのはほとんどもうない状態で生活を立てていると、そういうことになるわけですね。それが可能だと。それから、菖蒲のその法人というのは、今日の、決算でも論議しましたけれども、60キロ1万5,000円ないと採算合わないと、どんなに

効率よくつくっても合わないという、何か今もう1万を割るという中で、大規模にやれば自分の努力で採算が合うというふうになっているのか、それをお聞きします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）経営実態でございますけれども、かなり今菅野委員さんのほうのご質問は多分出し手の、出す方のほうが農業をある程度おやめになってとか、貸してしまうわけですから、自分の農地がつくらなく、農業所得がないというような形になってしまうわけですが、やはり私のほうでも推測するのは本当に担い手の方が、いわゆる後継者とか、そういう地域でも農業をやっていく方がいなくて困っているというような状況になっていると思います。現実問題としますと、今回地権者12名につきましてはほとんど住所的にも川里の方とかがほとんど、川里の農地でございますので、川里の方々が地権者なのでございますけれども、やはりお任せしてしまっている程度小作料をいただきながらあるいは今回の集積協力金等をいただいて、貸して、安全な農業生産法人の方にお任せしてしまうと、そういうような実態になっているかと思えます。現実問題は、自分の農地もほかに、全部を貸してしまうわけではございませんので、いわゆる借りる方のほうも条件のいい農地をお借りするという事ですので、たまたまそういう一団化された農地が47筆ほどございまして、それを農業生産法人のほうの会社として借り受けてやるというような現実の状況になっております。

以上です。

（菅野）とにかくこれは、政府の方針で中間山地の集積化というのを進めているものなのですよね。もう農業切り捨てというのは、食料自給率を50%目指すと自民党は言ったのに、あっという間に40%に切り下げましたよね。何年か後には、何十年か後には飢餓が来るといえるときに、国民の胃袋をどんどん、どんどんアメリカに受け渡すと、家族経営での農業が成り立たなくするという政策のもう中心的なものですよね。本来農業なんていうのは、どこの国を見ても家族経営でやっているのですよね。それを破壊する政府の農政そのものですよね。TPPは、さらにそれに追い打ちをかけますよね。だって、義務輸入米が77万トンもしている。

あれ義務でも何でもないのでよね。調整できるものをしない。それで、今度 T P P で 7 万トン以上オーストラリアか、アメリカか、両方から買うと言っていますよね。そういうことをやって、結局日本の大地がだんだん荒れていくと思うわけです。

さらに、その下の 8,604 平米を農家 1 名、1 戸 50 万円で貸して、受け手は 1 名というのですが、これをもう少し詳しく説明してください。何だか転換。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の経営転換協力金かと思いますがけれども、一応ここの経営転換協力金の事業につきましては、吹上地域の鎌塚地域の農地でございます。菅野委員さんが言われますように、この農地中間管理事業というものが発足した経緯というのは、地域が抱える人と農地の問題を解決すると。新たな仕組みとして農地中間管理事業というものがスタートしたわけなのですけれども、今回のこの事業の中身としますと農業をリタイアする方あるいは規模を縮小する、規模を縮小する方というのは従来からあったのですけれども、今回は農業をリタイアする方が農地を貸した場合には、この農地中間管理事業で事業の転換の中で支援金を出しますよというふうな制度でございます。ご質問の経営転換協力金でございますけれども、一応出し手の方は吹上地域の鎌塚にいらっしゃる農家の方なのですが、この方もいわゆる 84 歳という経営主が高齢でございますして、この 10 筆ほどの 8,604 平米なのですが、これを 10 筆を 1 人の農家さんの方にお任せしますよと、そういう……

（菅野）50 万。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）そうです。そういう形で、ある程度経営転換協力金につきましては、リタイアする農家の方が一気に農地を貸すというような形の制度でございますして、この交付単価につきましては、10 アール当たりとか、そういう単価のくくりではなく、1 戸当たり何ヘクタール以上を貸し出した場合には幾らですよという、そういう交付単価になって制度としてありますので、一応鎌塚の 1 軒の農家の方が貸し出すというふうな形で、1 戸当たりというふうな、50 万円の協力金が出ますよと、そういう制度でございます。

(菅野)あちらこちらで今こういうふうには大きな農家が1軒でやったり、組合つくって引き受けていますけれども、これができないという状況になることもやっぱりいつかはあると思うのです。1軒でまして引き受けるうちなどの場合は。そういう状況になったときは、どういうふうはこの集積した農地のけりをつけるのでしょうか。だって、1戸1戸だったのを大きくべえっとほ場整備しますよね。そうではないと機械入らないから。そうすると、どういうふうにしてどこからどこまでがうちの土地でというけりをつけるのでしょうか。そういう事例ってありますか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 今回の農地中間管理事業の制度がいわゆる農林公社、埼玉県の農地中間管理機構という名称でございますけれども、これが埼玉県の行田の真名板にあります埼玉県農林公社という県の出先の施設の中に機構が入っているのですけれども、その機構がいわゆるご質問のように農地を、耕作放棄地がふえたりあるいは担い手がないので、どうしても農地の流動化が図れないというふうな問題から、公社のほうが、では相談してくださいと、そういう形で出し手として農林公社のほうに希望を出した場合に、公社がその出し手の方の農地を確認しまして、それで借りる方を見つけて、いわゆる大規模にやる方とか、あるいはその農地の近くにある農地をお持ちの方が、では自分が耕作、借りたいというふうな形の制度で、いわゆる将来的な問題につきましての問題を解消するために農地中間管理事業というものが制度ができて、将来本当に今菅野委員さん言われるように衰退していくというか、個々の農家さんにつきましては危機感がある中、そういった形で地域の農地問題を農林公社等が中に入って、少なからずでも農地の計画的な、遊休、耕作放棄地がふえないようにとか、あるいは手持ち不在地主がふえないような形でということを取り組むというふうなことの制度の発足になっておりますので、また時間をかけてまたいろいろな問題が出てくるかと思っておりますけれども、現実には制度としての発足はそういう趣旨にのっとった事業になっております。

以上です。

(菅野) 稲作はこうですけれども、では稲作はやっていないし、そんな

にまとまっていないで個人のところでいっぱい空き地になっているところってあるではないですか。空き地って、畑や何かで全然つくっていないというところが幾らでも今ありますよね。私の周りでも天神とか、そういうところで全然つくっていません。草だけ刈っているだけというのが多くふえていっているわけです。稲作についてはこういう政策がされているにしても、稲作以外については本市としてはどういう政策をやっているのでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） 水稲作付だけではなくて、やはり今回地域集積協力金の私ご説明したかと思いますがけれども、吹上の明用、三町免の土地とかというふうなことで、この辺の農家さんにつきましては小麦等も非常に一生懸命やっている方々ですので、いろいろ取り組むその地域のいろんなやられている方々の形態がございまして、水稲だけということではなく、小麦の作付についても大規模にやられているというふうな状況でございまして。それと、野菜等につきましても、非常に今施設園芸というふうな形で、トマトとかいろんな、花の関係もございましてけれども、いろいろ時代に合った野菜をやりたいというふうな方々もいらっしゃいます。

以上です。

（菅野） これもう部長に聞きたいのですけれども、都市近郊農業として鴻巣の農業をどう担うかと。今生出塚団地なんかサラリーマンです、みんな。退職しました。何をやっているかといったら、本当にもう8割、9割の方が家庭菜園やっているのです。農家から一定のところを借りて、10人とか何かでもうきれいに、きれいにやって、集会所で土曜日に売ります。全員がではないですよ。何人か売ろうという人が夏の間ずっと野菜を土曜日ごとに売ります。農家を切り捨てる一方で、退職した人たちが、最後は土に返るといっても、ほとんど農業をやっているのです。すばらしい篤農家だねと私も言うのですけれども、自転車にネギだの白菜だの入れて朝、朝どりして帰ってくるのですけれども、こういう市民の状況とどこかでセッティングできないかと思うのですけれどもね、そういうのも含めて。あとは、日本の農業を守るということは国の、



国民の胃袋を守ることでありますから、本当に第一次的に大切なことだと思いますので、そこら辺を鴻巣としてどう今後発展させていく方向性があるか、お聞きしたいと思います。

（環境経済部長）鴻巣市の農業ということですが、食ということは非常に大事なことです。それで、農業は、母なる大地というのですか、大地の中から恵みとして食ができてくる、やっぱり人間が生きていく中では非常に大事な部分であるということです。ただ、農業に携わる農業経営者というのが統計で見ると少なくなっていく。農業センサスということで5年ごとに農業の調査がありますけれども、その構成する年代ももう高齢化していつている。40代、50代の方は、今のもう半分とか半分以下に、もう将来は必ずそういった少ない農家さん、農家の方々の就農の方でこの農地を守っていかなくてはならない、この地域、農業というものを経営していかなくてはならないという非常に大きな問題があります。そのためには、この農地の集積化ということで農業の効率を上げる、少ない人数でもそういった農地が保全できていくと、そういった方向の施策の一つだと思います。ほかに多面的な機能、農地というのはいろんなそこから保水の力もありますし、環境面でも酸素供給とか、そういった面もありますので、農地の意義もありますから、そういった中でも国の施策では多面的機能交付金とか、そういった地域の方々がそういったほ場の整備に対して力を合わせてやっていきましょうねというような制度もあります。そういったものを1つでいいかということ、総合的にやる必要があるかと思います。いろんな面でこれからの農業を考えていかなくてはならない。そして、これからTPPでももう外国から安いのが入ってくる。それにはどんなものが、では地域ではいいものかということをやったり、市も考えますけれども、地元も生産者も考える、また農業生産者の中心となっています団体、例えば農協なんかありますけれども、そういったところがどう協力し合えるかということが必要かと思います。農協のほうから1つ聞きますと、この合併をして、6農協が合併しますけれども、県南の消費地を1つの農協が抱えるということで、この6農協が位置する鴻巣、鴻巣域の生産物を供給していくというような地

産地消という面でも、その中で地域内で消費していくというようなことで、やっぱり農業をつくる、農業で生産にかかわる人は、それが売れるとか使えるとなればやっぱり励みになるし、それは採算的にも有利になっていくわけですから、やっぱりそういった販路を拡大する、そういった必要もあるかと思えます。やはり鴻巣市というのは、この埼玉県でも地の利というのですか、都市近郊に近い、都内にも近いということで、県でもそういった見方をしていますので、そういった消費地とタイアップしながら生産につなげていくと、そういうような支援、そういう面をもって行政としては支援が必要かなと考えております。

（菅野） そうすると、市独自で行う農業支援策というのはありますか。何か言うと、このとり伝説米なんか言うのではないですよ。あんな一部の農家のために何がこのとりですか。そうではなくて、真面目に農業をやっている方が鴻巣の施策の中で例えばどこかの市場に出せるようになったとか、どこかで販路を市と連携する中で見つけられるようになったとか、こういう作物をつくれれば引き続きいわゆる農家以外の就労所得は半分になってもやっていけるようになりそうだとか、そういう農家の死活にかかわる施策というのは独自でされていますか。

（環境経済部長） 独自でほかにはないようなものをとか、そういうものというのはなかなか難しいかと思えます。農業というのは、自然に影響を受けやすいのです。その年がことしは天気の都合でこれがよくとれたねとか、こっちが豊作でね、ことしは当たり年でなかったねとか、不作だったねとかというように、やはりその地域でふさわしいものとか、そういうものをやっぱりやっていかななくてはならない。ただ、その中ではやりようがあって、いいものを厳選していくとか、そういった人間が手を加えることによってその鴻巣らしさ、そういったものにつながるかと思えます。これだというものが今は思いつきませんが、やはり自然と向き合って、鴻巣市の自然環境をいかに利用してやっていくかと、そういうことが必要かと思えます。

（菅野） 最後に、花についてお聞きしたいのですけれども、花のまちと言いますけれども、市場の大きな供給先というのは、あれは全国から集

まっていますけれども、でも近隣で言う于行田が一番で、次は川里で、旧鴻巣というのはほんのわずか、建てたときから言われていますけれども、花農家が今、重油なども高くなっていますよね、あと後継者などが割方いらっしゃるのかどうかですけれども、あとと言うなら梨とか、梨です、やっぱり。梨以外ありますか。ブドウとか柿などは少ないです。でも、鴻巣で本当に今頑張っている人たちが続けられる、そういうところへの困難に手を差し伸べる施策というのは、新たなものってありますか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）菅野委員さんのほうの市独自のやっているものというふうなご質問でございますけれども、今現在のJA鴻巣市さんのほうでは野菜関係とかいろんな形の販路拡大というようなことで、ブルーミングブルーミーと吹上のアピタ、それとヤオコーの吹上支店ですか、その辺には農協直下の組合の方々がとれたての野菜を供給して出しているというふうなお話で、野菜関係については少しの事業展開になるのですけれども、また農協さんのほうも箕田の支所のほうには直売所というものがあって、いろいろやっているというふうなお話は聞いております。

それと、ご質問の花の関係でございますけれども、いわゆる後継者の問題とかいろいろ、花の関係でいろいろこの時期今大変忙しいというふうな時期でございます、なかなか花の関係につきましては右下がりではなく右肩上がりにもなっていない状況で、ちょっと去年の雪害の状況の中でもいろいろお聞きはしたのですけれども、非常に厳しい状況の中でどうにかこうにかやっているのだよというふうなお話は聞いておりますけれども、市の露地栽培の花の産地というふうな形で、かなり花については厳しい状況の中でもいろいろ皆様方が頑張っているというふうな状況になっています。

それと、梨でございますけれども、梨も梨組合等の組合がありまして、かなり組合員さん等も高齢化になってきている中で、いわゆる後継者のお話も聞くのですけれども、従来、昔の昭和の代からしますとやっぱり梨の木を抜根してやめてしまったとかという、ちょっと梨農家さんのほ

うも農家の戸数が減ってきている状況になっています。ブドウにつきましては、やはり梨と一緒に複合経営的な形で梨とブドウを一緒にやっているという方々も常光地区とか馬室地区でもございますので。ただ、やっぱり数的にはそういう取り組みをされる方がふえているという状況にはございません。現状の農家さんがかなり今やっている経営者の方、経営体の方が高齢になりながらも息子さんとか奥さんと一緒に現状の農業経営を営んでいるというような状況でございます。

あと、ちょっと前にもお話はあったかと思うのですがけれども、鴻巣市のネギが非常に鴻巣産のネギというようなことで、農協さんのほうでネギ部会という部会ができていまして、かなり学校給食等にも出しているのですがけれども、非常に深谷ネギに負けないような状況で、これから鴻巣産ねぎを拡大していくというふうなお話を聞いていますので、やはり厳しい中でも農業に取り組む関係が新たな経営転換とか何かを見出しているというような状況でございます。

以上です。

（菅野） 終わり。

（環境経済部長） 鴻巣市の支援で1つとして挙げられますのは、ふるさと納税の返礼で、鴻巣市の特産品ということで使っております。データですと、ことしで五百数十件ありますけれども、その中で常光の梨が200件ぐらいの引き合いがあります。それと、柿につきましても100件以上の引き合いがやはりあります。また、伝説米についても60件、50件を超えるようなことで、やはり鴻巣のこういった特産品はこういうものがありますよということのアピールにつながっているかなど、鴻巣市ができる1つの支援としましてはそういったことが紹介できるかと思いません。

（羽鳥） それでは、私も11ページの国庫支出金のほうの農地活用促進事業費の補助金、中間管理機構のほうの活用が1,130万円と載っておるのですが、この影響により鴻巣市内の農地の何%がこの補助金の影響を受けるのか、まずお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） 割合のご質問かと思うのですが、

いわゆるこの事業そのものが農業振興地域の農用地というようなくくりの中で対象になっておりますので、かなりな市内の農地あるのですけれども、その農地が全部ということではなく、農業振興地域の農用地が対象というような形になっておりますので、その辺で今回いろいろ面積的にまとまりつつあるのですけれども、まだ始まりかけてきたばかりの事業でございますので、その辺の割合的なものとかその辺についてはまだ数字的なものは把握してございません。

以上です。

（羽鳥）やはり非常に重要な事業なので、今後農地中間管理機構の活用がどんどんふえていくと思うのです。将来的にはどれぐらい。全農地面積の2割、3割とか、そういう目標数値というのは、ある程度国のほうでも指針があるのではないのでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）制度そのものが農地の有効利用と農業経営の効率化というふうなことが目的になっておりますので。ただ、全国的な展開でございますけれども、私ちょっと県の方々とかいろいろお話を聞くと、やっぱり県によっては中間山間地域の僻地のところなんかほとんどもう限界集落を迎えているようなところもあるというふうなことで、こういう事業を取り組んでも無理なのではないかという、そういう話もお聞きします。非常に条件的に本市、我が市につきましては、部長も先ほど答弁がありましたように都市近郊の本当に近いところで、都市に近いところの農業展開をしているということですが、非常にやはり今羽鳥委員さん言われる、2割、3割という数字が出ましたけれども、これ年々現在農地利用集積というような形で農業委員会等が事務をやっているのですけれども、その数字がかなり把握をしている数字があるのですけれども、その数字も年々やっぱりふえていくような状況で、更新という部分を考えればそんなにというふうな部分もあるのですけれども、現在今やっている農地利用促進の関係からこの事業に切りかえていくというふうな形になると思いますので、この事業にのっとった形でいろいろ支援金をいただく方とか、あるいは大規模化していくという方はふえていく傾向にあると思います。ただ、何割かというその目標

設定は、国ではどうなるかわからないのですけれども、県も各農林振興センター内ではどのくらいかというようなこと、あるのでしょうかけれども、ちょっと私どものほうは極力制度を有効利用していくというふうな形で取り組んでおりますので、また何年か、2年、3年たっていく中でかなり数字的には規模的に大きくなっていく事業であると思いますので、その年代になればちょっと統計的なものとか数字的なものが把握できるかと思います。

以上です。

(羽鳥) この間も新聞で報道あったのですが、埼玉県内非常に農業するにおいては環境いいのですが、いかんせんやはり農業就労人口が減っています。10年間で約20%、15年前から比べたら相当減っていますし、30年で64%減っているという数値もあるのですよね。今県内で6万人農家がいないと、農業人口がいらないということになっておるのですが、県のほうの農業人口の平均年齢が66.8歳と出ているのですが、鴻巣市内の農業就労者の平均年齢というのは何歳ぐらいなのでしょうかね。なかなかちょっと、すぐ出ませんか、これは。大まかな感じでいいのですが。私も元農家の息子なのですが、やはりもう私の周り見ていまして70過ぎの方が大半なのです。もっと言ったら、70どころではなくて、もう80に近い方が一生懸命やっているのですよね。やっぱりその長男、同居している方たち見ても、もう本業があって、そちらが一生懸命で、副業に家業の農業をやろうとしても時間的にも精神的にも肉体的にもなかなか対応できない、そういう状況が現状だと思いますので、やはりちょっとこの地元の鴻巣市内の農家の平均年齢というのは非常に大事だなと思って、今確認の意味で質問させてもらっているのですが、ちょっと難しいでしょうか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) ご質問の平均年齢でございますけれども、一応現在私どものほうでそういう統計的な数字でのあれば、実際農業の年齢的な形で基幹農業の従事者数なんかが出ているのですけれども、その数字によりますと2,103の方が農業従事しているという人数になっております。その中で、65歳未満の方が712人で、それ以上の数字

的なもので、実際に残りの人数的な形になりますとかなり高齢な部分というようにことで、一応捉え方がちょっとやっぱり若い65歳未満の人数のものしか把握していないものですから、かなりその残りの部分については高齢の方々の農業従事者数になるかと思うのですが、先般新聞でも載っていましたがように高齢、本当に農業の従事者が半分になってしまったというような状況の中で報道されていますけれども、ちょっと平均年齢については、県のほうが66.8というような数字でございますので、私市の、鴻巣市も高齢化になっているのは現実問題でございますので、ちょっとその辺の平均年齢については把握していない状況でございます。

（羽鳥）そうしますと、私の実感とともにちょっとお話しさせてもらうのですが、やはり周り見ていますと70以上の方が大半だなというふうに見ているのです。そういう中で、市のほうの担当課のほうからどのような形で農業を維持してもらうか、まずそのことをお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際高齢化になっているということは、もう現実問題の状況であります。非常に担い手不足とか後継者の問題とか、この辺の問題につきましても、国、県等もいろいろ施策的なものは何がいいのかというふうな部分で、一応現在でも幸いにして70歳以上の方が本当に高齢ではありながらも元気でトラクターとか田植え機とか、農機具を運転している状況で、非常に土日にかけては田植えとかその辺のものも、稲刈りとかも自分の家でどうにか終了しているような農業実態でありますので、非常に私のほうとしても、高齢ではありますけれども、やはり農家の方って生きがいで農地に触れたりあるいは自分の田んぼの水管理とか、そういったものは365日天気次第でやっている方々ですので、非常に健康で農業に携わっている方がかなり高齢だという部分は否めないのですけれども、やはりそういった方々も地域と連携しながら、やはりいろんな国の政策等もございまして、またいろいろ補助事業の展開等も市のほうでは考えていますので、なかなかそういう部分で極力補助事業とか何か取りかかれる問題等がございましたら、農協さんとも連携しながら支援をしていきたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）私も本当にこの70近い農家の方たちが主役となって頑張っしてほしいと思います。埼玉県内においても、この20年間で農業就労者の平均年齢が7歳上がっているそうです。そういう状況ですので、もう確実に70以上の方が主役の埼玉県の農業になると思いますので。特にやはり県北になっていくともっともっと年齢層は上がっていくのかなというふうな実感があります。その方たちに頑張ってもらうとともに、やはりこのような農地中間管理機構のほうを最大限活用して法人化していく、これがこれからの方策として非常に重要な部分になってくるというふうに思うわけなのですが、この法人化できるような環境を鴻巣市の担当としてどのように考えているのか、お聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）羽鳥委員さん言われるように、個人の力では少なからずとも大変な問題であります。一農家の経営状況にもございますけれども、法人化というふうな問題ですけれども、やはり昔は協同化というような形で、農家さん方が協同組合的な形で協同化して補助金等をいただきながら農機具とかいろんな、倉庫とか、そういったものをできたのですけれども、時代が変わってしましまして、本当に物に対しての今補助事業というのはほとんどない状況になっております。いろいろ先ほど部長からの答弁もあったように、多面的機能の支払交付金制度とか、地元の環境も変わっていく中で、いろいろ支援をしていくというふうなことで、これはやはり農地の反当たり幾らという交付金でございましてけれども、多面的機能の事業等もこれから始まった事業で、これも大きな事業になっていくというようなことを考えているのですけれども、やはりできれば法人化というふうな形で組織していくのがしかるべき姿だと思うのですが、JA鴻巣市さん等の管内ではある程度馬室、田間宮、吹上とかというふうな形で、農事組合法人をとって麦を集団化した法人がございまして。その方々もちょっとやっぱり70過ぎの方々が、総会等私たちも呼ばれて行くのですけれども、かなり高齢になってしまっている状況で、危機感ございます。理事長さんという代表理事の方なんか、自分が終わってしまったらどうするのだろうという、そ



ういう危機感を持っているのですけれども、やはりそういう席で皆さん二、三十人の方々が農事組合法人という中の会員さんでいますので、そういう方々が協力し合いながら麦作とか水稲問題なんかもいろいろ、埼玉県の農林振興センターのほうも職員が来て現地でいろいろ総会とか勉強会とか定期的にやっていて、また農協さんのほうの職員も同席していろいろ経営アドバイスなんかもしているようでございますので、できましたらやっぱりそういう法人化というのが、やっぱり何人かよりは大きな組織としてやっていくのが力強い問題になると思いますけれども、ただ立ち上げについてのそういった指導、アドバイスというのはなかなか難しいのですけれども、そういうお話があれば市のほうでも集会とか、あるいは座談会的な問題のときでも結構ですので、いろいろ出向いてその辺のご相談とか、あるいは農協さんのほうのアドバイスとかを受けながら支援はしてまいりたいと思います。

（羽鳥）県内においても農業法人、10年間で3割ふえているというのですが、今500を超えたぐらいだというのですが、あくまでもやっぱり全体で見ますと1.3%という微々たる数字なのですよね。ただ、この方向はもう間違いなく、法人をふやしていくのが日本の農業の活路というか、生き残る道だと思っておりますので、ぜひとも鴻巣市内においても法人が多くできるような環境づくり、そういう部分を市の担当課として考えてほしいですし、また法人として経営できる面積というのがある程度あると思うのです。そのあたりはどのぐらいだというふうに理解されてますか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の法人化という部分で、大きなくくりの人数がかなり従業員の方とか従事する方が多いという法人の問題もありますけれども、中にはご夫婦とお子さんとか、家族的な形で法人化されている農家さんの経営体もございます。やはり自分の農家として何を目的として将来農業経営を充実していくのかという問題があると思うのですけれども、やはり法人化するとかなりいろんな税関係等もメリットがあるし、なかなか大規模にしていくということになりますと大規模な大きな農機具を購入したりとか、またその作業をやっていく

中でもオペレーターの的にやっけていくという部分でいらっしやるのですけれども、ちょっと鴻巣市内で法人的な形での農業経営をやっている方が認定農業者の方の中でもかなりふえてきているのですけれども、主穀だけでやっけている方で50ヘクタールぐらい、奥さんとご本人と何人かの方を雇い上げてやっけていくというふうな状況で、水稲だけ、お米だけでやっけていく方が50ヘクタール近くの農地をやっけていくという方がいらっしやいます。ですから、実際個人の農家さんに聞きますと、前私農業委員会のほうの担当もしていましたので、農家の農業委員さんに聞きますと、大体個人ですと10ヘクタールはきつよいよねと、五、六から7ヘクタールぐらいまでは自分と母ちゃんできちんとできるよというふうなお話は聞いているのですけれども、ご本人も年をとっていくというふうな危機感もございいますので、やはり担い手の息子さん等がいらっしやれば10ヘクタールぐらいまではどうにかやっけていくよというふうなお話は聞きますけれども、やはりその家の方の経営の取り組み方で花とか、主穀でいくのか、野菜でいくのかという、そういう形態もさまざまございいますので、やはりいろいろやっけていく中ではいろいろな問題をそれぞれ抱えていると思いますけれども、羽鳥委員さん言われるように環境なかなか厳しい状況の中でも法人化とか、そういった形になっていく姿が多くなっていくということは考えられる状況かと思ひます。そのような部分についても、先ほどお話ししましたように農協さんとか、そういったものの中で支援していききたいというふうな考えでおります。

(羽鳥) 今鴻巣市内において2,100人以上のまだ農家の方、農業をやっている方がいらっしやるわけなのですが、うちのほうの地域、川里地域においても花農家はたくさんいたわけですが。花農家ももとはキュウリ農家でした。キュウリのハウスを利活用、再活用して花農家で大成功をおさめた方がたくさんいたわけなのですが、この花農家の方もなかなか今経営としては非常に厳しい、そういう時代に入ってきたというふうに見ざるを得ません。そういう中において、この2,100軒ある農業をやっている方、今分岐点にやっぱり立っていると思ひます。ここでまた違う産業、米または野菜、そういう形で活路を見出す方もいると私は思っております。

す。そういう点において、やはり農地中間管理機構を使って農地を集積した形で法人化していく、そういう方法も選択肢として市民の方、農家の方に与えるのも必要かと思うのです。だから、できれば行政のほうからモデルケース、これぐらいの土地を集約して、集約しやすい環境をもちろんつくるのも必要なのですが、集約してこういう農業法人としてやっていけばできるのではないのでしょうかというモデルケースを提案していくのも行政のほうからはこれから必要かと思はるのです。せっかくいる農家ですし、せっかくあるすばらしい農地がこれだけ市内にありますんで、その活用をぜひとも、行政主導で農家の方たちを助けていっていただきたい、羅針盤となっていたいただきたいと思うのですが、最後にその点いかがでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）羽鳥委員おっしゃるとおりだと思います。実際に今回補正予算をお願いしましたがけれども、これ初めてこの農地中間管理事業の関係で補正予算をお願いしたところでございますけれども、いわゆる鴻巣市より大規模にやっている羽生市、加須市さんも今回12月議会のほうで補正を組んでいるというふうなお話を聞いているのですが、実際に県のほうでもさいたま農林振興センター管内ですと鴻巣が本当に管内でも一番こういう農業関係につきましては目立つ市になっているのですけれども、非常に県内でもかなり取り組みが始まりつつある中、今回支援金の関係で予算どりをお願いしたところなのですが、実際に事業をやっている自治体がまだ本当に数数える、対応をしているところの自治体が少ない中、私どものほうでは積極的にその辺の農地の流動化を図るべく中間管理事業のほうに事業としてお願いをして、県のほうの国庫補助対象等に結びつくような形でお願いしているのですけれども、幾つかの、今回私のほうでは地域集積協力金なんかは特に自治会というか、吹上の明用、三町免で取り組むというふうなことの事業を展開しておりますので、またこれを担っていくべき農家さんのほうも鴻巣市内では相当大規模にやっている農家さんですので、非常に将来的に注目されるのではないかなというふうな部分であります。ただ、あと経営転換協力金と耕作者集積金につきましては、これ個人個人の農家さん

の実情がございますので、モデル的になるのはこの地域集積協力金等で、どこどこ地区が大々的にやっているよというふうなことの問題になってくるかと思えます。隣の羽生市あたりは農業法的に、羽生さんはイオンがございますので、イオンの農業グループが参入してこの中間管理事業に取り組んだとってすごく注目されて、全国からも視察が来ているというような状況のようなことをお聞きしております。ですから、これから本当にいろんな形の事業を展開していくことで注目されるか、あるいはどういう状況になるかはまだ先が見えないのですけれども、事業の目的に沿った形で事業展開をしていければいいかなと思えます。以上です。

（羽鳥） はい、いいです。

（金子） それでは、1点だけお伺いします。

18ページ、荒川河川敷花いっぱい事業の施設整備工事21万6,000円。これ先ほどお話の中では馬室地区の駐車場整備工事ということでございましたけれども、第6分団の詰所のところということで、隣、場所は馬室小学校の下のところでよろしいわけでしょうか。

（観光戦略課長） 馬室小学校の先のちょうど石田川におりていくところの要するに反対側になりますけれども、小学校のほうで。

（金子） そうしますと、建設部のほうで今そこの、通称なのはな通りというところなのですけれども、拡張工事ということで補正というか、何か始めましたけれども、こちらのほうとの絡みとしては問題なく整備ができるということでございましょうか。

（観光戦略課長） その絡みで一緒に年度内に一応やりたいということで今回補正をお願いしたところでございます。

（金子） そうしますと、この種類としては舗装工事。砂利敷きではなくて舗装工事を行うと。

（観光戦略課長） 現状砂利敷きですけれども、砂利敷きのまんまで、道路との段差をうまくすり合わせてバスが出入りできるような形で配慮をするという工事になります。

（金子） そうしますと、その整備が終わりましたらば、これまた花まつ

りということ、それを控えてということ、5月ごろにはあるわけですが、花まつり以外には使用可能なのでしょうか。

（観光戦略課長）基本的には、観光戦略課で管理する部分につきましては一応花まつりを想定しています。ただ、市有地ですので、もし例えばほかの地元の自治会ですとか、そういうところで使いたいというお話があれば、それは多分ご相談に乗れるかとは思いますが。

（金子）それでは、花まつり以外にも利用できるように地権者のほうにもちょっと働きかけていただければと思うのですが、その点はいかがでしょう。

（観光戦略課長）一応現状市有地になっておりますので、市の土地ですので、市のほうに申請をしていただければ多分使えるかと思えます。

（金子）では、その点はよろしくお願いします。

それとあと、参考ですけれども、そちらの河川敷のほうの花まつり会場におりていくところで、看板とかもございませうね。これは、観光戦略さんのほうの持ち物というか、だと思っておりますけれども、そちらもできれば、今後ですけれども、少しもう看板も傷んでいますので、そのほうも考えていただければと思うのですが、いかがでしょう。

（観光戦略課長）まさにその看板のところを駐車場に今回整備するわけなのですが、現状を見まして今後補修等が必要かどうか、ちょっと担当課としても注意していきたいと思えます。

以上です。

（金子）以上です。

（大塚）それでは、歳出17ページのところの笠原稲穂センターについて伺います。

これにつきましては、さきに行いました本会議の中でも雪による影響も一部あったということだったので、ほかにはどんな影響がありましたかということ、伺いました。その後正式に一覧ということで、資料を今手元に持っております。この資料を見ますと、市内の小中学校を含め、他の公民館を含め、かなりの数の修繕が必要と思われた、いわゆる被害状況が載っております。これは、いただいたときに確認したのですが、昨

年の2月14、15、それが雪が降った当日、その後雪が解けて状況が確認できる範囲、恐らく1週間とか10日先になるのでしょうか、いわゆる降雪直後というふうに認識をしておりますが、そのときの被害状況が一覧になっております。しかしながら、ここには今回補正で上がっている稲穂センターのほうは出ておりません。ということは、先ほど説明にもありましたが、経年劣化も含めということも理由の1つでありますから、わからないわけではないのですが、改めて伺いたいのは、今回補正に出ている笠原稲穂センターが建物のその部分、修繕が必要と感じた時期、いわゆるこれは手をかけなくてはいけないというのがわかった時期というのはいつなのか。まず、その時期についてお伺いをします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問のなぜこの時期になってしまったのかということをございますけれども、一応笠原複合施設というふうな……

（壊れた。確認した時期の声あり）

（環境経済部副部長兼産業振興課長）確認した時期ですよ。一応確かに昨年の大雪があったというふうなことで、大雪の被害的な形ではいろんなところでの公民館とか公共施設の被害があったということで、笠原稲穂センターにつきましてはすぐに目視で確認ができなかったこともございます。実際にその大雪以降台風等が来て、またあるいはゲリラ豪雨があったときに、大雨が降るたびに何か体育館のほうの雨漏りが発生するという事態が生じたということをございますので、大雪以降その状況を笠原公民館職員のほうが確認したという状況をございますので、いつかというのはちょっともうタイミング的に台風とか大雨が降ったときにたびたび重なる状況になったということの状況をございますので、時期がいつかというのはちょっとはっきり言えませんが、その事象が発生したときにこういう事態が、経年劣化もあるかもしれませんが、大雪の影響もあったということの状況で確認したというような状況をございます。

（大塚）少なくとも昨年の2月の14、15以降であって、例えば26年度中にはもう怪しいというのを感じたのか、27年になってからこれは何か手

を打たなくてはいけないというふうに思ったのか。いわゆるそこら辺いつのタイミングでそれを感じたのか、もしわかればそこら辺を具体的に、何年何月ごろというのはどうでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に笠原稲穂センターのほうの管理運営的な形の公民館職員が随時いろいろ施設の維持管理に携わっていただいているのですが、時期的には先ほど提案説明させていただいたときに経年劣化というふうなことも言わせていただいているのですが、やはり非常に建物自体も平成7年の4月20日のオープンということで、20年以上、ちょうど丸20年ということなので、非常にクラックが入っていたりあるいは窓枠等も劣化している部分ということで、その辺につきましては昨年の大雪以前からも多少なりとゲリラ豪雨とか台風等ではあったような状況なのですが、ただ大雪によって雨どいとかその辺のものがちょっと曲がってしまったりというのは大雪以降ということもございますので、その辺の原因についてはいつというのははっきり確認はしてございません。

（大塚）私が本来確認をしたいのは、公民館も公共施設であって、なるべく安全に、健全に利用するというのが一般的な話だと思うのですが、きょう壊れたからあした直すというわけにいかないのは私も理解しています。公共施設であって、なおかつ市民の皆さんが利用する場所なので、例えばすぐにでも直したいのだけれども、なかなかいろんな理由によって手がつけられないということが多分あるのだろうなどは理解をしております。今回の笠原稲穂センターも恐らくその類いの一つだとすれば、本来は速やかに補修するなり、直すということをするべきだと私は思うのです。雨漏りもたび見逃しているとそれこそ費用面においてもどんどん、どんどん膨らむようになってしまうのだと思うのです。あえて改めて部長にお伺いしますけれども、そういった修繕が必要だと感じたときに速やかにできるときとできないときがあると思うのですけれども、今回の笠原稲穂センター、補正で上がっておりますので、緊急を要するという事が出てきているなど私は理解をしておりますが、この補正で出てき

たタイミングについて、通常の期間というか、スパン、経過の中で出たグッドタイミングというふうに理解をされているのか、できればもう少し前に着手すべきというふうな理解でいるのか、その1点だけお伺いしますが、いかがでしょうか。

（環境経済部長） やっぱり物事というのは優先順位というか、その辺を見きわめながら我々は計上させていかなければならないかなと思います。その中で、やはりとみにこの状況が悪化してきたということで、今回につきましては急遽補正予算でお願いしたいということで上げさせてもらったものでございます。

（大塚） 幾分かかみ合わないところもあるのですが、適正に補正として計上されたということで理解をさせていただきまして、次の質問に移ります。

びっくり雛の関係ですが、今回は当然誰が見ても本庁舎の中では無理というのは、これは理解できます。結論としては、エルミこうのすで同等のイベントをとということで、場所の振りかえが今回の補正の内容ですね。そうすると、これはいつのタイミングで、そのエルミで開催しようという判断を下した時期というのはあるのでしょうか。

（観光戦略課長） 実際今回の耐震工事に伴いまして、実はもう昨年からそういった計画はございました。ただ、エルミの床の耐久性とかの問題もございましたので、その辺を検証した上で、一応ことしの夏ぐらいにはその方向でいこうというようなことになりました。

以上です。

（大塚） 今答弁のありました床の構造というか、恐らく床というよりも建物全体だと思います。その話も以前調査をしたときに、いわゆる四隅に柱が立っているその真ん中に荷重をかけることによって、縦への影響もそうですけれども、横に広がるその横の強さの関係で多分なかなか結論が出なかったのかなと思います。今回は、人通りの比較的多い、駅にほどなく近い場所ということで、当然メリットは十分考えられると思いますが、逆に本庁舎でやっていたからこそ発生したよいところ、メリットがあって、今回移ることによるデメリットというのとは何かあるのです



ようか。

（観光戦略課長）デメリットとしましては、今まで駅から鴻巣市役所まで歩きなりあるいは車で来ていただいたわけですがけれども、駅になりますとまず駐車場の関係、どうしても駐車場の関係がまず1つデメリットとして挙げられるかなと思います。それとあと、市内の回遊性の関係で、駅で見てそのまま帰られてしまう方もいらっしゃるのではないかということが懸念されます。それにつきましては、対策も一応考えていまして、1つは今まちかどひなめぐりということで、観光協会が中心になって町なかの商店ですとか、そういうウィンドーに人形を飾ってもらっているお店があります。そういったところをマッピングをします。それとあわせて、駅周辺の駐車場のマップとあわせた形でそういうものをつくりまして、配布をして、こういったところで駐車はできますということで、一応駐車料金等も含めた上で、全てそういった情報を網羅した形で、そういったマップをつくって一応配布を考えております。

それとあと、あわせまして今観光協会、びっくり雛祭り実行委員会のほうでは、例年シャトルバスを駅から市役所、それから花久の里方面に運行しておりますけれども、それを今2系統考えていまして、駅からひなの里経由花久の里行き、それからもう1系統がパンジーハウス経由花久の里行きというような系統でバスを今考えているところでございます。その辺につきましては、一応土日限定ということになりますけれども、そういったことでなるべく町なかにあるいは花久の里方面にも行ってもらうような形で一応対策を考えているところでございます。

以上でございます。

（大塚）曜日によってもかなり形態が変わると思うのですが、例えば通常のエルミを利用するために駐車場を利用する方、いわゆる立体駐車ですよね、それからあわせて裏側、隣にありますアネックスのビルを使うためにパーキングを利用する方等々がいらっしゃる。びっくり雛は2月の17日から冬の期間限定で行われるわけですがけれども、そこに加わる、いわゆるプラスアルファの部分で駐車場の利用があるわけですね。そうすると、一般の自動車については、もしかしたら入り切れない、そこま

で来れば万々歳かもしれませんが、そういったふえることに対する負担というか、影響も考えられると思います。

それから、もう一つ、昨年まで本庁舎でやっていた様子を見ますと、マイクロバスですとか、そういった大き目の車両が結構出入りしていたのだと思います。そういった車両についても当然何か配慮するなり、提案しなくてはいけないと思うのですが、今申し上げた2つ、一般車両が立体駐車場で利用客が利用する車がプラスアルファになるということ、それからやや大き目の車への対応、その2点についてはどのようにお考えか伺います。

（観光戦略課長）まず、車がふえるという点につきましては、先ほど申し上げましたように駅周辺の駐車場を一応ご案内するような形で考えております。それとあと、大型バス等につきましては、一度エルミの前あるいは今大東文化大学の通学のバスがありますね、一応そのあたりでおろしていただいて、一回市役所なり陸上競技場に回送していただきまして、時間でまた戻ってもらうような形で今対応を考えております。何分今回初めてメイン会場が移りますので、実際やってみなければわからない部分もございますので、一応今回やって、それを踏まえまして、また次年以降それを踏まえた形で計画を練り直していきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）最後に、1点だけです。

昨年までと場所が違うということを含め、今の答弁の中であったように車のとめる場所、それから回遊性のいわゆる動線、人の流れの問題等々いろんなことが今回は新たな展開になるわけですから、今回この定例会で終わらないと可決はしないので、可決後ということになると思いますが、速やかにいわゆる今度は宣伝に移るわけですね。それについては、もう既に準備ができているのか。また、今までとは違うような宣伝方式、周知の方法等があれば、その内容について伺います。

（観光戦略課長）実際エルミこちらのすに会場が移るということにつきましては、花火大会のときにもう既にチラシ等でご案内をしてございます。

一応そういったことで、事前周知につきましては既にしているところでもございますけれども、これについてはそうはいつでもやはり市役所でやるものだというふうにお考えの方もたくさんいらっしゃると思いますので、ホームページあるいは今後新聞の折り込みチラシ等も入れていくような予定もございますので、そういったところで周知を図っていきたいと思います。

それとあと、既に観光バス等のバス会社等からツアーの関係の問い合わせもございますので、そういったところでは会場は市役所ではなくて駅前のショッピングモールのほうへ移りますということで一応周知をしております。

以上でございます。

（大塚）終わります。

（加藤）私からは、農地活用促進事業につきまして何点か確認をさせていただきます。

先ほどこの事業の中で中間管理事業のお話出てまいりましたけれども、その農地を集約して担う側と、あとは土地所有者との関係での確認です。執行部のご答弁の中で、土地所有者におかれましては小作料と、あとは助成金を受け取るという話があったと思うのですがけれども、そういった感じでもよろしかったでしたっけ。まず確認です。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）今回のこの事業にのっとった形で出し手として農地を貸す方につきましての支援金の補正予算でございます。それと、ご質問の小作料につきましても、これは借りる方のほうから地主、土地所有者の方に対しまして小作料的なものの扱いはありますので、年間幾らでやるかというような問題は個々に決められた状態で契約をしております。

（加藤）では、その前提の中で、土地の所有者のほう例えば水の関係とか、負担すべきもの、これの負担するのは契約関係があったときにはどちらが負担するという形になるのが基本なのではないでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）これは、あくまでも事業的な取り組みの問題でございますので、いわゆる水利費、土地改良区費、いろん

な農地を持っている問題につきましての経費の問題が出てきますけれども、それらについては地主さんの負担というふうな形になっております。以上です。

(加藤) それでは、小作料のほうですけれども、今現在標準小作料の制度が今やないというふうな認識をしているのですけれども、その中で集約して農業を担う側と土地の所有者の中での小作料の決め方というのは、これはもう相対というものなのではないでしょうか、それとも何かしらの標準的なものがあるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際に小作料関係につきましては、農地法が平成21年の6月24日に施行されたときに、小作料の、標準小作料というように従来は言っていたのですけれども、制度が廃止されて、いわゆる借りる方と貸す方のほうでの話し合いというような形で、今本市では農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積というような形で、農地法の許可をとらずに簡単に農家さん同士が貸しますよ、借りますよという、そういう制度にのっとった事業を展開しているのですが、その中でも農業委員会のほうではその辺の数字的なデータをとっているのですけれども、いわゆる出し手の方とか借りる方のほう、中には物納ということで現物で欲しいという方もいるのですけれども、一応場合によっては無償でという方もいらっしゃるのですけれども、いろいろ標準小作料にかわるべき農地の賃借情報というものはちょっと農業委員会のほうで把握をしている状況でございます。実際にそれが幾らなのかというふうなことで、最低、最高の金額等は把握しているのですけれども、実際に田んぼですと鴻巣地区ですと7,500円、川里地域ですと6,000円、吹上地域ですと8,000円、市平均で7,300円と。畑の場合は、鴻巣地域が5,800円、川里地域で6,400円、吹上地域で3,000円、市平均ですと3,700円というような形で、これはあくまでも10アール当たりの金額でございますけれども、そのような状況になっております。加藤委員が言われるように、標準小作料というものが農地法の制度から廃止されたことによりまして、多少なりとあったほうがいいのではないかという農家さんのほうのお話も聞くのですけれども、お互いに農家の貸す側、借りる側のほ

うで幾らにするかいというような形で、その辺についてはお互いの農家さん同士の話の中で決定をさせていただいているようです。

以上です。

（加藤）では最後に、先ほど他の委員から今後の見通しということでのご質問もありましたけれども、まだ始まったばかりなので、まだ推移を見守る時期かなと思います。ただ、この制度、いい形でうまく活用されていけばいいなどは個人的に思っておりますが、農家さんの中で、聞いた中でお声とか、こういう声があったとか、そんなものがありましたらちょっとお教えいただきたいと思います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）この事業も実を申しますと昨年からの関係者の方々につきましてはお話をいただいている状況です。実際に事業が法律施行されて昨年からの事業取り組みなさいというようなことになったのですが、なかなか時間がたったことで大体の事業の様子が変わってきたのですけれども、最初何をやる事業なのだからよくわからない事業というようなことで、いわゆる市が直接農家さんとの問題でやれることの事業であればいいのですけれども、中に農地中間管理機構という農林公社が入って、そこで公社がまとめたことをまた市に返してくるというような、そういうちょっと中に農林公社というものが入った形での事業になっておりますので、多少なりと時間がかかるというふうなことは想定されています。これもあくまでも公募という、今の時代ですので、農林公社のほうにうちは貸したいのだ、借りたいのだという公募というふうな形で、農林公社のほうに手を挙げていただかないと事業にのっとれないという、国費を投入するわけですので、その辺の形でかなり、すぐ事業が展開できるかというところとちょっと時間がかかるのが課題かと思っております。まだこれからいろいろな事業を推進していく中でいろいろな問題、課題とか、そういった問題も出てくると思いますので、今のところちょっと時間がかかり過ぎているかなという状況にあります。

以上です。

（観光戦略課長）申しわけありません。先ほど大塚委員のご質問の中で、デメリット、メリットというお話で、メリットのほうをお答えしていま

せん。済みません。

一応エルミこうのすに会場が移ることによって、まさに駅前ということもありますので、駅からすぐに行かれますので、今まで市役所まで駅からちょっと行かれないなという、そういった方、要するにそういったある意味ちょっと体のぐあいの悪い方でも、駅前ですので、すぐに見に行かれるというところがメリットになるかと思えます。それとあと、まさにショッピングモールでやりますので、駅周辺のそういった商業の活性化等にもより多くのメリットがあるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。申しわけございませんでした。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）本来農業というのは、世界の流れは家族経営で行うのが農業の流れです。世界の農業を守る流れです。しかし、日本は返す返す農家に対しての厳しい所得制限、それから利用ができない、そういう状況を課してきました。私たち消費者の立場で言うと、消費者運動が沸き起こっていたころは、米価というのは生産者には生産できる価格保障、消費者には物価の安定につながる消費者物価、その間の差額を税できちんと埋めて国民の食料を守るということで自給率も高まっていました。そこを食管制度をなし崩しにしまして、このごろは米を自由価格にしました。そのことにより、農家の採算はますます合わなくなり、農業切り捨てが次々進んでいきました。毎回予算、決算ごとに農業切り捨てが加速されることを指摘してきましたが、今度のいわゆる中間管理機構を出したり、山間地の農業を統一していくと、こういう中で食料自給率はますます後退していくわけです。国民の胃袋を国家が守るのは食料安保として本当に大切なことです。それを今度のTPPでは農産物の99%がいずれ自由化になるという、本当に国民の命を守ることを切り捨てた政治が農政の中では自公政治のもとでまかり通っているということを、許しがたい事態を指摘し、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時29分)